主 文

原告の請求を棄却する。 訴訟費用は、原告の負担とする。

### 事 実

#### 第一 当事者の求めた裁判

原告訴訟代理人は、「特許庁が、昭和五六年一〇月二八日、同庁昭和五四年審判第一一二九三号事件についてした審決を取り消す。訴訟費用は、被告の負担とする。」との判決を求め、被告訴訟代理人は、主文同旨の判決を求めた。 第二 請求の原因

#### ー 特許庁における手続の経緯

原告は、発明の名称を「放電加工用電極送り方式」とする発明(以下「本件発明」という。)について特許(昭和三五年九月六日特許出願、昭和四〇年一二月一〇日出願公告、昭和四一年七月一九日設定登録に係る特許第四七七六一三号。以下「本件特許」という。)を受けた特許権者であるところ、被告は、昭和五四年九月二八日、原告を被請求人として本件特許の無効審判を請求し、昭和五四年審判第一一二九三号事件として審理された結果、昭和五六年一〇月二八日、「本件特許を無効とする。」旨の審決(以下「本件審決」という。)があり、その謄本は、同年一二月一六日原告に送達された。

### ニ 本件発明の特許請求の範囲の記載

加工用電極と被加工体との対向によって形成される放電間隙の所定長よりの変動にしたがつて前記電極に送りを与えるものにおいて、その送り用電動機の回転を階動的となし、かつ、その一階動による電極の送り長さを一μ以下としたことを特徴とする放電加工用電極送り方式。(別紙図面参照) 三 本件審決理由の要点

本件発明の特許請求の範囲の記載は、前項記載のとおりであるところ、請求人(被告)は、本件特許を無効とすることについての審判を求め、その理由として、本件特許は、特許法第三六条第四項及び第五項(昭和五〇年法律第四六号による改本件特許は、特許法第三六条第四項及び第五項(昭和五〇年法律第四六号による改善 正前の規定をいう。以下同じ。)に規定する要件を満たしていない明細書による特許出願に対し特許されたものであるとともに、特許法第二九条第二項の規定に違反 して特許されたものであるから、特許法第一二三条第一項第一号及び第三号に該当 すると主張する。そして、請求人(被告)は、本件特許に係る特許出願が特許法第 三六条第四項に規定する要件を満たしていない理由として、本件特許が特許される 以前の拒絶査定不服審判の審理において指摘された本件発明の明細書(以下「本件 明細書」という。)の記載不備は依然として解消されず、一階動による電極の送り長さを $-\mu$ 以下とした、という電極の階動送りの送り量の範囲の規定は、すなわ ち、その「一μ以下」をその字句のとおり、又は、これを「一μ~〇・五μ程度」 と解しても一μを上限とする規定は、いずれにしてもその規定の根拠を欠くもので あり、その理由として加工長さは加工のいかんにかかわらずー $\mu$  $\sim$  $\bigcirc$ ・五 $\mu$ 程度と いつたものでない旨を述べている。更に、同人は前記の拒絶査定不服審判の審理に おいて補正した本件明細書に記載された実験例の説明が不適当な説明であつて、本 件発明がその目的を達成することが認められる根拠としては不十分であると述べている。これに対して被請求人(原告)はそのように数値を限定した理由及びその限 定による作用効果などは明確に本件明細書に記載してあり、本件明細書の発明の詳 細な説明の項は特許法第三六条第四項の規定を満たしていると反論している。ま た、請求人(被告)は、本件明細書が特許法第三六条第五項を満たしていない理由 として、特許請求の範囲の項でいう「一階動による電極の送り長さを一μ以下とし たこと」は、その発明の詳細な説明の項の説明とあわず、これと矛盾した範囲を示すものであると述べ、「 $-\mu$ 以下」が「 $-\mu$ ~O・五 $\mu$ 程度」を意味するのであれば、そのように訂正すべきであると述べている。これに対して被請求人(原告)は、この特許請求の範囲の項にある「 $-\mu$ 以下」は、その明細書の文脈及びその内容がある。 容からみて、「一μ~○・五μ程度」と疑いもなく同じ意味で使われており、その 発明の詳細な説明の項の説明と一致していて何ら矛盾するところはないので、本件 明細書の特許請求の範囲の項は特許法第三六条第五項の規定を満たしている、 べている。更に、被請求人(原告)は本件発明が特許される以前の拒絶査定不服審 判の審理において明細書を全般にわたり補正し、その補正をもつてその審理を行つ

た審判官は十分なものとして特許すべきものとしたのであつて、このように拒絶査 定不服審判において審理解決ずみの、特許法第三六条第四項及び第五項に関する問 題について、同様の主張を繰り返すのは不当であると述べている。

そこでまず、本件明細書につき、特許法第三六条第四項及び第五項の規定の違反の有無に関して検討する。

特許法第三六条第四項の規定違反について検討するに当つて、仮に被請求人(原告)が述べているように、本件明細書の特許請求の範囲の項にある「一µ以下」は  $\Gamma - \mu \sim O$ ・五 $\mu$ 程度」と解して本件明細書及び図面をみると、本件発明を構成す 「加工用電極と被加工体との対向によつて形成される放電間隙の所 る事項は一応、 定長よりの変動にしたがつて前記電極に送りを与えるものにおいて、その送り用電 動機の回転を階動的となし、かつ、その一階動による電極の送り長さを一μ~〇・ 五μ程度としたことを特徴とする放電加工用電極送り方式」であると認められる。 そして、本件発明の目的とするところは、本件明細書及び図面の記載からみて、放 電加工における加工用電極の送り方式の改良に関し、より具体的には、加工速度を 向上させるとともに加工面粗さを低減させることにあるものと一応認めることがで きる。そして、本件明細書の発明の詳細な説明の項をよくみると、本件発明を構成 する事項をもつて、その発明の目的を達成しているとする重要な根拠は、その実施 例の実験結果に関する記載を除けば、本件明細書に記載されている「ここで電極の 送り量は被加工体の加工された長さだけ電極が送られればよいのであるが、被加工 体の加工された長さは、多種にわたる加工を行つた結果によると、その加工如何に 係らず、一~○・五μ程度であることが判明し、したがつて電極を階動的に送る場合にその一階動による送り長さを一μ以下とすれば送り過ぎて短絡等を生ずることなく常に適正な長さだけ送つて安定した加工が行なえることになる。」(昭和四○ 年九月一六日付全文訂正明細書第三項第五行ないし第一三行。本件発明の特許公報 (以下「本件公報」という。) 第一頁右欄第一行ないし第八行) にあると考えられ る。そして、本件発明は、本件明細書に「加工用電極の送りは連続的に行うと慣性 により送り過ぎて放電間隙で短絡等を生ずるので階動的に送る方が望ましいことが よく知られている所である。」という記載があるので、上記の発明の目的を達成し ているとする重要な根拠として挙げたもののなかでも本件発明の一番の特徴は、その一階動の送り量である「 $-\mu$ 以下」(これは、仮に被請求人(原告)の主張に従 つてみると、本件明細書の文脈からみて、また、その内容からいつて「 $-\mu$ ~〇・五 $\mu$ 程度」と解することができる。)にあると認められる。そして、その送り量を そのように定めた重要な根拠は、答弁書に述べているように本件発明の発明者が新 しく見いだしたとする知見、すなわち、「電極の送り量は被加工体の加工された長 さだけ電極が送られればよいのであるが、被加工体の加工された長さは、多種にわ たる加工を行つた結果によると、その加工の如何に係らず、 $-\mu$ ~〇・五 $\mu$ 程度である。」(これは上にその発明の目的を達成しているとする重要な根拠として挙げたものの一部である。)にあることは答弁書のみならず、本件明細書をみても判断できるところである。一方、詩求人(被告)は、この知見に対して経典を見して できるところである。一方、請求人(被告)は、この知見に対して疑問を呈して上 記したようなことを述べているので、これについて検討する。まず、その知見の後半にある「被加工体の加工された長さは、多種にわたる加工を行つた結果による と、その加工如何に係らずー~○・五μ程度であることが判明した」という事実が あつたか、なかつたかについて検討するに、本件特許出願前に発行された本件発明 の発明者自身の著述にかかる文献である昭和三四年八月一日株式会社日本放電加工 研究所発行の「放電加工について」(改訂第二版) (本訴の乙第一号証の一ないし 五)において、その第一四一頁ないし第一四二頁に、加工間隙の加工されたため広 がる大きさは主として加工条件(一発の放電エネルギーの大きさ)により変わり、 五~一〇〇μである旨の記載がある。これは上記の事実とは表現が異なり直ちに上 記事実と矛盾する記載といえないとしても、この加工条件により変わること、及び その量五 $\sim$ - $\bigcirc$ 0 $\bigcirc$  $\mu$ からみれば上記の事実は疑わしいと考えられる。また、本件特許出願後の文献ではあるが、請求人(被告)が甲第六号証(本訴の甲第一一号証) として引用し、やはり本件発明者自身の著述に係る昭和五四年八月二五日社団法人 未踏加工技術協会編集発行の「ワイヤカツト放電加工」の第一〇六頁には、上記の 事実と異なる記載がある。すなわち、放電間隙長の広くなる程度は仕上げの加工で はほぼ三 $\sim$ 五 $\mu$ m程度とある。このように、本件特許出願の前後を通じて、上記の 事実とは異なりこの事実が疑わしいと考えられることを記載した文献が存在するの に、上記の事実を支持するような文献は見当たらない。これらのことを含めて考え るに、放電加工における一発の放電のエネルギーの大きさにより加工される長さは

変わるのが当然ではないかと考えられる。これにより加工される長さは加工が行われる条件(例えば、印加電圧、加工液など)によつて変わると考えるのが自然であ り、加工いかんにかかわらず一 $\mu$  $\sim$ O・五 $\mu$ 程度の加工長さになるということは極 めて疑わしいと考えざるを得ない。次に、上記した知見の前半にある「電極の送り 量は被加工体の加工された長さだけ電極が送られればよいのである」とする点にも 疑問がある。本件明細書をみると、電極の加工中の消耗、すなわち電極消耗につい て記載するところは見当たらない。これについて本件特許出願後三年以上経過した 文献である昭和三八年一二月二〇日日刊工業新聞社発行の「放電加工技術便覧」 (本訴の乙第二号証の一ないし五)ですらその第一〇八頁には、電極の消耗比が零 であることは現にはない旨の記載がある。もつとも、同頁には電極の消耗比が〇・ ○一位のものがあるとの記載があるが、本件明細書でいう一実施例の実験結果を示 す例にあがつている黄銅材電極は、上記の文献「放電加工技術便覧」の第一一四頁 の図2・17と図2・19、更に同文献の第三〇四頁(本訴甲第二七号証の三)の 図5・6よりみると、六〇%~一四〇%といった消耗比をもっている。明細書に記 載する実施例は発明者が発明として最も推奨すべきものと考えるものを書くもので あるから、消耗比〇・〇一位というものよりも消耗比一程度のものを本件発明にお いて主な対象としていると考えるべきである。このように本件特許出願当時におい ては、電極無消耗のものはなかつたのではないかと考えられる。そして、いわゆる ワイヤカツト法のように電極の処女面を絶えず繰り出す加工法、すなわち見かけ 電極消耗がない加工法も本件特許出願当時及びその後間もないころの文献にみ ることができないので、このような見かけ上、電極消耗がない加工法もまたなかつ たのではないかと考えられる。してみると、本件特許出願当時としては、被加工体の加工される長さと同じ程度の大きさの電極の消耗について考慮するのが当然なの ではなかつたかと考えられる。そう考えると、電極の消耗について何らの記載もないのも本件明細書の場合不審に思われ、また、上記した「電極の送り量は被加工体 の加工された長さだけ電極が送られればよい」という説明には、本件特許出願当時 の説明としては、強い疑問が生ずる。そうして、電極の消耗について考慮すれば、電極を階動的に送る場合の説明も変わってくるべきではないかと考えられる。例えば、上記した文献「放電加工について」の第七二頁(本訴乙第一号証の三)の第3・55図及び同図の説明に示すような放電が起こつている可能性も当時としては当然に考えられたのであるから、このような放電が起こつていることを考えれば被知工体の加工される思さが、4000万円42日度であった。 加工体の加工される長さが $-\mu$   $\sim$  O  $\cdot$   $\pm$   $\mu$  程度であつたとしても電極の階動的に送 るその一階動の送り量が一μ以下でよいという説明だけにはならないと考えられ る。つまり、この電極の消耗に関する面からも、上記した本件明細書のその構成で その目的を達するものとする重要な根拠として記載したと認められる、上記昭和四 〇年九月一六日付全文訂正明細書第三項第五行なしい第一三行の記載(本件公報第 一頁右欄第一行ないし第三行の記載)は、その内容が疑わしいものと考えられる。 以上のように、被加工体の加工された長さが、その加工いかんにかかわらず $-\mu$ ~  $O \cdot \Delta \mu$  程度であつたとすることは完全には否定できないまでも、そのことに極め て強い疑問が存在し、本件発明がその構成でその目的を達成する重要な根拠となる 説明に強い疑問があるものと認められる。したがつて、それでもなお本件発明がそ の構成でその目的を達成しているという根拠に関する記載はその実施例の実験結果 に関する記載に求める以外にはない。

ている。)にサーボ電動機(これは差電圧で動くとあり、昭和三三年二月一八日の時点では連続回転の電動機と解される。)の動作応答速度は速くてもせいぜい〇・ ー~〇・〇五sec程度である旨の記載がある。

これに対してパルス電動機では八〇~一三〇パルス/ s e c で動くものが昭和三五 年五月二二日【A】・【B】共著に係る日刊工業新聞社発行の「工作機械の数値制 御」(乙第三号証。本訴における甲第二三号証)の第九一頁に記載されている。も ちろん、これだけでは資料不足であり、これらの記載された年月には相違があり、 また、動作応答速度の内容、パルス電動機の動作条件の細部の不明の点があるが、本件特許出願時においては上のような記載及び当時の電動機に関する技術常識から して、両者の電動機にはその応答速度、位置決め精度などの特性に異なるものがあ つたと考えるべきでなかつたかと思われる。してみれば、パルス電動機と通常の連 続回転する電動機とではそれらの間の特性の相違、それらの電動機を使用する場合 の構成の相違などがあるものと考えるべきであり、これらの相違がその発明の目的 の達成に違いを与える可能性があると考えられるので、その一方の実施例のみの記載をもつて、その発明の構成でその発明の目的を達成する根拠となる実験例の記載とするには不適当であると認められる。更に、この一実施例の実験結果を比較する 対象となつた本件明細書での従来の技術は通常の電動機を用いた連続的送りであ これは本件明細書の場合、本件特許出願の時に既に加工用電極を階動的に送る 方が望ましいことがよく知られていたところであると本件明細書に記載しているの であるから、その一実施例の実験結果を比較すべき対象としては上の場合のみでな く、その一階動の送り量について本件明細書には記載がないが、そのよく知られて いた加工用電極の階動的な送りの例との比較を行わなければ、明細書として統一がとれず、発明の効果の比較をより古い従来の技術との比較だけを行えばよいという 不合理を生じ、適切な対比を行つたことにはならず、その発明の効果を十分に理解 できないことになる。そのため、この実験結果の効果の対比の面からも、その一実 施例の実験結果に関する記載はその電極及び加工体の材料が一例のみというのも不 適当であるが、これを別にしても上記のような不備があるものと認められる。以上 のように、本件発明の発明者が新しく見いだしたとする知見には疑問があり、これに基づく本件発明がその構成でその目的を達成するとする重要な根拠となる本件明細書に記載された説明にも強い疑問が残り、更に本件明細書に記載された一実施例の実験結果に関する記載にも不備があると認められる。そうして、本件明細書のまます。またままる。2000年まれた。 文を見てもその発明の構成でその発明の目的を達成するのに確信を抱かせるものを 見いだすことはできない。そのため、その発明の構成をもつて十分に達成できその 発明の効果を奏することが当業者に確信を抱かせるように記載したものと認めるこ とはできず、結局先に一応認定した本件発明の目的及び本件発明を構成する事項に ついては疑問があることになる。

したがつて、本件明細書の発明の詳細な説明には、その発明に属する技術の分野における通常の知識を有する者が容易にその実施をすることができる程度に、その発明の目的、構成及び効果を記載したものとは認められないので、本件特許出願は特許法第三六条第四項の規定を満たしていないものと認める。

次に、先に仮定して論じたところの被請求人(原告)が述べている「 $-\mu\sim0$ ・五 $\mu$ 程度」という内容を特許請求の範囲の項に「 $-\mu$ 以下」と記載しているの大記載とそれなりに明瞭な内容をもつた記載とその内容に差異があるのも明瞭であると考えられる。すなわち、「 $-\mu\sim0$ ・五 $\mu$ 0・五 $\mu$ 0・1 とは本件でしての送りが成り立つまで配った。ことにであると解されるの意味に使用する特別な理由は何も認めることにであるとはできない。

更に、これらの本件明細書が特許法第三六条第四項及び第五項に違反しているということは本件発明が特許される以前に審理ずみであるので再度同旨の主張をするのは不当であると被請求人(原告)は主張するので、これについて検討する。

被請求人(原告)主張のように、確かに、本件発明が特許される以前の拒絶査定 不服審判の審理において、上記してきたことと似たような趣旨の拒絶理由を通知 し、これに対して被請求人(原告)が補正書を提出してその拒絶理由を解消した形になつている部分はあるが、この補正(いくつかの表現を訂正し内容を明瞭化しようとする所があるも、その重点は一実施例の実験結果に関する記載を補充した点であると認められる。)は上に論じたような不備があるのであり、特許無効の審判における審理において、特許出願の審査及び拒絶査定不服審判における審理において審理した内容と同旨の内容に関して審理することについては何ら拘束されることはないので、これに関する被請求人(原告)の主張は採用することができない。

以上のとおりであるので、上記のように論じたこと以外に特許法第三六条第四項 及び第五項並びに特許法第二九条第二項に関して請求人(被告)が主張するところ があるが、これらの主張を検討するまでもなく上記した理由で、本件特許は、特許 法第三六条第四項及び第五項に規定する要件を満たしていない特許出願に対して与 えられたものと認められるので、同法第一二三条第一項第三号の規定に該当し、そ の特許は無効とすべきものである。 四 本件審決を取り消すべき事由

本件発明の特許請求の範囲の記載並びに右特許請求の範囲中の「一µ以下」の文言の意義を本件審決認定のとおり「一µ以下で電極の一階動としての送りが成り立つまでの小さな値まで」を意味するものと解すべきことは認めるが、本件審決が、本件特許をもつて特許法第三六条第四項及び第五項に規定する要件を満たしていない特許出願に対して与えられたものであることを理由として、無効としたことは、以下の各点においてその認定判断を誤つたものであるから、違法として取り消されるべきである。

1 特許法第三六条第四項の要件を満たさないとする事由について (本件明細書中「発明の目的を達成する根拠」の記載に関するもの)

本件審決は、本件発明において、送り用電動機の一階動による電極の送り 長さを一 $\mu$ 以下としたことの根拠を示す明細書の「被加工体の加工された長さは、 多種にわたる加工を行つた結果によると、その加工如何に係らず、一 $\sim$  $\bigcirc$ ・五 $\mu$ 程 度であることが判明し」た旨の記載事実が、本件特許出願前の文献(昭和三四年八月一日株式会社日本放電加工研究所発行の「放電加工について」(改訂第二版)の 第一四一頁ないし第一四二頁。本訴乙第一号証の四)及び出願後の文献(昭和五四年八月二五日社団法人未踏加工技術協会編集発行の「ワイヤカツト放電加工」第一 本訴甲第一一号証)の記載に照らして疑わしいと認定判断するが、この点 の認定判断は、本件明細書において「一~○・五μ程度」とされている被加工体の 加工された長さを、「加工されたために広がつた大きさ」 (乙第一号証の四記載のg') 及び「放電間隙の広くなる程度」 (甲第一一号証) と同意義に解した誤りで ある。すなわち、乙第一号証の四及び甲第一一号証に記載されている放電加工によ つて広がつた大きさとは、放電がスパークアウトの状態に達したときに、累積した 放電痕の深さによつて形成される放電間隙の広がりを指しているのである。このこ とは、乙第一号証の四中、第一四一頁の「第4・52図 加工間隙の成因」において、「加工されたため広がつた大きさg'」が、スパークアウトの状態に達した 「加工されたために広がつた大きさ」を示していること (特に電極の左側の部分は、その方向へ電極が送られることがないので、スパークアウトの状態を示してい とが明白である。)、また、甲第一一号証の第一〇六頁において 放電加工によつて放電間隙長が広くなる原因につき、「放電によつて放電痕が形成 され、ワイヤ電極と対向する加工面全面が放電痕で埋められたときは、放電間隙長 さは広くなる。その広くなる程度は、放電によつて生じた放電痕の深さと等しいは ずである。」(第一〇六頁下から第七行ないし第五行)と説明されていることに照 らして明らかである。これに対して、本件明細書にいう「被加工体の加工された長 さ」は、それらとは全く異なるものを指している。すなわち、本件明細書における それに先立つ部分の記載をみると、放電加工においては、電極と被加工体の対向面 (甲第二号証第一頁左欄下から第八行ないし末行)。そして、電極と被加工体の対 向面において最も対向間隙の短い箇所とは、電極と被加工体の双方に、放電加工に よつて生じている噴山(甲第二六号証の二、三参照)の山頂どうしの距離のうち、 最も短いものを指すことが明らかである。すなわち、電極と被加工体には、右のよ うな噴山が大小無数に存在し、山頂は種々の高さを有しているわけであるが、電極

についても被加工体についても、そのような噴山は大小・高低さまざまなものが対向面の全体にわたつてほぼ一様に分布しているものと考えることができるから、放 電は、電極と被加工体双方の最も高い山頂どうしの間で始まり、次第に低い山頂ど うしの間に移つていくと考えることができる。本件明細書において、放電点が移動 してそれが一様にいきわたると放電間隙が広まるとしている意味は、電極と被加工 体との放電点となる山頂が、次第に高いものどうしから低いものどうしへと移つて (中での放電品ではる山頂が、次第に高いものとうしから低いものとうしへと移つていく過程で放電間隙が広くなることを指し、かつ、その放電間隙の広まりは、放電間隙の電圧が高くなり、放電加工開始時の電圧との差電圧が生ずることによつて知ることができるので、電圧の上昇に応じて放電間隙を調整するために電極の送りが必要となることが認識されることを指しているものということができる。本件明細書は、右の説明に続けて、「ここで電極の送り量は被加工体の加工された長さだけるが送りれればよいのであるが、よばででいる。 電極が送られればよいのであるが」と述べている(甲第二号証第一頁右欄第一行な いし第二行)から、右にいう「被加工体の加工された長さ」とは、放電が進行する 過程において、電極と被加工体の対向面の噴山の山頂間で放電点の移動が一わたり 行われて放電間隙が広がつたとき、前記差電圧によつて確認されるその広がつた長 さ分を指していることが明らかである(電極の消耗については、後述する)。しか も、本件明細書のこれに続く部分における記載をみると、「これ(一階動の送り長 さ) は前述したように被加工体2の加工面を間歇的な放電により表面を一様に加工 したときの加工長さに等しいか又はそれ以下である」(甲第二号証第一頁右欄第二 七行ないし第二九行)とあり、右の記載が前記甲第二号証第一頁左欄下から第四行 における「これ(放電)が対向面に一様に行きわたつたのち放電間隙は広まる」と の記載を受けたものであることは明らかであるから、これによつてみても、「放電が一様に行きわたる」と「間歇的な放電により表面を一様に加工する」とは、同義に使われており、また、これによる「放電間隙の広まり」が、別の箇所では「加工長さ」と表現されていることを知り得るのである。この点、被告は、原告主張の存 の「加工された長さ」を原告主張のように解するとしても、「所詮は放電痕の累積 によつて形成される長さを指しているのである」旨主張し、乙第九号証を引用して いるが、原告主張の前記「加工された長さ」は、間歇的な放電が被加工体の表面に 一わたり並列的に、すなわち重複しない状態で行われた場合における「加工された 長さ」を指しているものであつて、放電が被加工体の表面に上下・左右に重複・累積して生じた状態(すなわち・放電が被加工体の表面に、スパークアウトに至るま で複数わたり行われた状態)における「加工された長さ」を指しているものではな い。その意味において、被告の右主張は、原告の主張に対する反論とはならない。 また、乙第九号証第一八頁の図解における「単発放電加工量」の図示は、極めて概 念的に、かつ、誇張してなされているため誤解を生じかねないところがあるが、右 図面を注意深くみれば、その図示においては、単発放電の放電痕が相互に重複して 形成された状態が示されているから、これをもつて、本件発明における前記の「加工された長さ」を理解する参考資料とすることはできない。なお、同号証の他の頁(甲第七〇号証の二第三四頁ないし第三五頁)には、「荒加工電極一本では、仕上 条件に切変えた場合、底面は極間制御によつて送り込めるので仕上るけれども、側面は間隙(クリアランス)が広すぎて仕上らない」旨の説明があり、このことから も、スパークアウトの状態における累積した放電痕の深さによつて形成される放電 間隙の広がりと、極間制御の対象となる放電間隙の広がりとの間には、大きさにお いて明確な差異があることを知り得るのである。したがつて、本件明細書にいう「被加工体の加工された長さ」が、スパークアウトの状態に達したときに、累積した放電痕の深さによつて形成される放電間隙の広がりを指すものでないことは、も はや疑いのないところである。それゆえ、これを、乙第一号証の四及び甲第一一号 証にみられるスパークアウトに達した状態での累積した放電痕の深さによつて形成 される放電間隙の広がりと比較した本件審決には、比較の対象を誤つた違法がある ものといわなければならない。先にみたような見地からすれば、本件明細書における「被加工体の加工された長さは、多種にわたる加工を行つた結果によると、その加工如何に係らずー~〇・五  $\mu$  程度であることが判明した」旨の記載は、極めて自然に理解することができる。すなわち、多様にわたる加工において、かつ、加工条 件を変えたとき、放電によつて形成される放電痕の深さには大いに差が生じるかも しれないが、被加工体に形成される噴山の山頂の高低の差の分布には、加工の態様 により、また、加工条件のいかんにより、格別の差が生じるものではないと考えら れるからである。そうすると、乙第一号証の四及び甲第一一号証の記載に照らし て、本件明細書の右の部分の記載に疑問があるものとした本件審決の判断は、明ら

かに誤りであるといわなければならない。

本件審決は、本件発明において、一階動による電極の送り長さを前記のと おりとしたことの根拠を示す本件明細書の「電極の送り量は被加工体の加工された 長さだけ電極が送られればよいのである」旨の説明は、電極の消耗を考慮していな いが、本件特許出願後の文献(昭和三八年一二月二〇日日刊工業新聞社発行の「放 電加工技術便覧」の第一〇八頁、第一一四頁、第三〇四頁。本訴乙第二号証の四) 及び同出願前の文献(前掲「放電加工について」の第七二頁)の記載に照らすと、 電極の消耗を考慮しなくてよいとすることには疑問である旨認定判示するが、本件発明は、一階動による電極の送り量を定めるについて、電極の加工中の消耗を無視してよいとする考え方をとつているものではなく、また、本件明細書にもそのような記載していない。本件明細書における「ここで電極の送り量は被加工体の加工なお、 された長さだけ電極が送られればよいのであるが、被加工体の加工された長さ は、・・・・ $-\sim$  $\bigcirc$ ・五 $\mu$ であることが判明し、」との記載は、それだけをみれ ば、電極の加工中の消耗を無視して、被加工体の消耗だけに言及していると誤解されるおそれもないとはいえないが、その前の部分から続けてこれを読めば、そのよ うに誤解されるおそれはないものである。すなわち、本件明細書のその前の部分に 「本発明者の多岐にわたる実験結果によれば一階動による電極送り量は次の点 を勘案して定めればよいことが判明した。」(甲第二号証第一頁左欄下から第一〇行ないし第八行)とあり、この文章と、前記の「ここで電極の送り量は被加工体の 加工された長さだけ電極が送られればよいのである」との文章とが照応しているこ とが知られる。そして、右の「次の点を勘案して定めればよい」とされる「次の点」をみてみると、「電極、被加工体の対向面においてもつとも対向間隙の短い箇 所が放電点となり、そこが放電によって消耗すると、次の放電は他の箇所へ移つていき、これが対向面に一様に行きわたった後放電間隙が広まる」(甲第二号証第一 頁左欄下から第七行ないし第四行)とあり、電極と被加工体の双方の放電による消耗が放電間隙の広がる原因として考えられることが明らかである。そして、本件明細書のそれに続く部分の記載によれば、「この広まりにより放電間隙の電圧間隙の 神音のてれに続く命方の記載によれば、「この広まりにより放電间隙の電圧间隙の電圧が高くなり、この電圧の上昇に応じて電極に送りを与え所定の放電間隙に調整してやればよい。」(甲第二号証第一頁左欄下から第三行ないし末行)とされているから、右の放電間隙の広まりは、直接長さとして計られるものではなく、電圧をもつて間接的に計られるものであることが分かる。電圧の変化に応じて電極に送りを与え、放電間隙を所定長に維持しようとする場合には、放電間隙が所定長であるを表す。またまままである。 場合の電圧を基準電圧とし、放電加工中の放電間隙の電圧が基準電圧から乖離して 差電圧を生じ、その差電圧が一定の値に達したとき、電極をその差電圧分だけ送つ て、放電間隙の電圧を基準電圧に一致せしめるようにする方法がとられることにな る。本件明細書の前記記載は、まさにそのことを示しているわけである。本件発明は、多岐にわたる実験において、右のような差電圧を観察した結果、電極と被加工体との対向面に放電が一様にいきわたつたときに生ずる差電圧が、放電間隙の広まりの長さに換算してみて一μ~〇・五μであることを発見したものであり、これを、本件明細書のそれに続く部分の記載において「被加工体の加工された長さ」と表現していることが知られるのである。 表現していることが知られるのである。放電間隙の広まりを計るには、実際の問題 として右のように差電圧を測定する以外には方法がない。そして、差電圧は、放電間隙の長さの変化によつて生ずるので、電極の消耗は当然にその変化の要素として含まれることになる。むしろ逆に、被加工体の加工された長さだけを差電圧をもつて測定することは不可能なのである。以上のようなことは、本件明細書を読む当業者にとっては、極めて容易に理解し得るところであり、そこに電極の消耗が無視されていると思すがまる地はないよのというである。 独生は 原生のいる 地震が れていると解すべき余地はないものというべきである。被告は、原告のいう放電が 対向面に一様にいきわたつたときに放電を中止させ、放電開始前と放電中止後の被加工体の長さの差を計れば被加工体の加工された長さは測定可能である、と主張す るが、本件明細書を読む当業者が、本件公報第一頁左欄下から第四行ないし末行における「これが対向面に一様に行きわたつたのち放電間隙が広まるから、この広まりにより放電間隙の電圧が高くなり、この電圧の上昇に応じて電極に送りを与え所 定の放電間隙に調整してやればよい。」との記載に引き続いて、同頁右欄第一行な いし第四行の「ここで電極の送り量は被加工体の加工された長さだけ電極が送られ ればよいのであるが、被加工体の加工された長さは、・・・ー~〇·五  $\mu$  程度であ ることが判明し」の記載に接するとき、そこにいう「被加工体の加工された長さ」 が、右被告主張のような方法で測定されたものであって、差電圧によって測定されたものではないと理解することは、到底考えられない。思うに、この場合、差電圧

によつて加工間隙の広まりが測定されている以上、それをわざわざ使わないで、被告主張のような測定を試みる必要性は、どこにも感じられないからである。放電加 工においては、電極の消耗を伴うという当業者の当然の常識を前提として、この分 野の解説書においても、その点が省略され(乙第一号証の四の第一四一頁所載の図 4・52図における電極の表示及び乙第九号証の二第一八頁所載の図1・5におけ る各電極の表示参照)、また、特許明細書の記載上、その点にいちいち言及するの を省略する例は、この分野の明細書には少なくないように見受けられる。本件発明 の発明者の発明に基づいて原告が別件出願した甲第四三号証及び甲第四五号証にお いても、そのような記載がみられる。すなわち、甲第四三号証の特許公報の第一頁左欄第一二行ないし第一五行には、「加工の進行にともなつて電極、被加工体が消 耗して行くがその消耗にともなつて電極と被加工体との間隙が常に一定に保たれる ように電極に送りを与える必要がある」と記載されているにもかかわらず、左欄下 から第二行ないし第三行には、「加工の進行にともなつて、被加工体が消耗し、間隙が所定値より広まつたとすると」と記載して、電極の消耗を記載上省略している。しかしながら、「被加工体が消耗し」には、前後の文脈からみて、電極及び被 加工体双方の消耗を含む趣旨であることが明らかである。また、甲第四五号証の特 許公報の第一頁左欄第六行ないし第七行には、「被加工体は加工されると共に加工 用電極も消耗するので」と記載されているのに対して、右欄第一行ないし第三行に は「加工の進行にともなう被加工体の消耗によつて間隙が所定値より長くなつたと するとこれにより生ずるパルス電流が線輪4に流れてこれを励磁する。」と記載さ れている。しかしながら、この場合の「加工の進行にともなう被加工体の消耗」の 中に、電極の消耗が含まれていることは明らかである。このような記載例に照らしても明白なように、一般に、明細書の記載は、当業者の常識による補足を見込んで省略的に書かれることがあり、それを非難する理由はないと思われるので、本件明 細書の理解に当たつても、その一部分だけでなく、前後の記載を総合して、かつ、 当業者の常識に立脚して解釈されることが必要である。なお、本件審決は、 「いわ ゆるワイヤカツト法のように電極の処女面を絶えず繰り出す加工法、すなわち見かけ上電極消耗がない加工法も本件特許出願当時及びその後間もないころの文献に見 ることができないので、このような見かけ上電極消耗がない加工法もまたなかつたのではないかと考えられる。」と述べているが、この点の認定も明らかに誤りであ る。すなわち、本件特許出願当時において、既にワイヤカツト法は、米国特許第 五二六、四二三号明細書(甲第二八号証)、米国特許第二、七九四、一一〇号 明細書(甲第二九号証)、特公昭三一—四〇九九号特許公報(甲第三〇号証)及び 明細書(甲第二九号証)、特公昭三一―四〇九九号特許公報(甲第三〇号証)及び 井上潔著「放電加工について」(甲第三一号証二の第二六八頁)などの文献にもみ られるように公知のことであり、かつ、電極消耗の影響の少ない円板上回転電極又 はベルト上駆動電極を使用する放電加工法も、本件特許出願当時、米国特許第二、 五二六、四二三号明細書(甲第二八号証)、特公昭三一―四〇九九号特許公報(甲 第三〇号証)、鳳誠三郎・倉藤尚雄共著「放電加工」(甲第三二号証の二の第七四 頁及び第七七頁)、井上潔著「放電加工について」(甲第三一号証の二の第二六六 百ない上第二立七頁)などの文献にあるように公知のことであったのであるから 頁ないし第二六七頁)などの文献にあるように公知のことであつたのであるから、 本件審決が「本件特許出願当時としては、被加工体の加工される長さと同じ程度の 大きさの電極の消耗について考慮するのが当然ではなかつたかと考えられる。」と しているのは、一つには本件発明の理解を誤り、二つには右の事実を誤認したこと に基づくものであつて、その失当であることは明白である。 (本件明細書中「実施例の実験結果」の記載に関するもの)

つて電極に送りを与える方式とは、放電間隙の電圧と基準電圧との差電圧に基づいて電極を追従送りする方式であるといいかえることができる。なお、被告は、本件 明細書の実施例において、差電圧に基づく送り方式が示されていることを認めなが ら、所定長よりの変動に従つて電極に送りを与える態様としては、右差電圧に基づ く送りのほか、放電間隙を流れる加工電流の変動に基づく送り(甲第四一号証の二 第四七頁ないし第四八頁)とか、放電間隙の変動が適正な範囲となる程度の一定速 度の送り等が本件特許出願時に公知であり、差電圧に基づく送りに限られるもので はない、と主張するが、その主張は、以下述べるとおり失当である。まず、「放電間隙を流れる加工電流の変動に基づく送り」なるものについてみると、被告自身も、放電間隙の把握を電圧でみるか、電流でみるかは適宜適択しうる周知事項であ つて(甲第四一号証の二の第四七頁下から第二行ないし第四八頁第八行) に格別な差はないことを認めているところであり、「放電間隙の電圧と基準電圧と の差電圧に基づいて電極を追従送りする方式」には、「放電間隙の電流と基準電流 との差電流に基づいて電極を追従送りする方式」が含まれることになるわけである。被告が右に引用する甲第四一号証の二の第四七頁下から第二行ないし第四八頁 第八行の記載においても、加工用電極と被加工体との間の放電間隙の所定長よりの 変動に従つて、電極に連続送りを与える方式において、差電圧又は差電流のいずれ もが選択可能であることが示されている。したがつて、本件明細書において、差電 圧に基づく送り方式が示されている以上、差電流に基づく送りも当然に開示されて いるものと解してよく、したがつてまた、本件発明の特許請求の範囲にいう「放電 間隙の所定長よりの変動にしたがつて電極に送りを与える方式」を、「放電間隙の 電圧(又は電流)と基準電圧(又は基準電流)との差電圧(又は差電流)に基づいて電極を追従送りする方式」であると解することに何の妨げもないのである。 次に、「放電間隙の変動が適正な範囲となる程度の一定速度の送り」なるものに

次に、「放電間隙の変動が適正な範囲となる程度の一定速度の送り」なるものについてみると、それは乙第一一号証の二記載の「定速送り」のものを指しているわけであるが、「定速送り」は、放電間隙の所定長よりの変動に関係なく、一定速度で電極を送るものであるから、「放電間隙の所定長よりの変動にしたがつて電極に送りを与えるもの」には該当しない。したがつて、

送りを与えるもの」には該当しない。したがつて、 本件発明の特許請求の範囲にいう「放電間隙の所定長よりの変動にしたがつて電極に送りを与えるもの」の中に、被告の主張する「定速送り」のものが含まれると解すべき余地はない。

以上にみたところから明らかなように、本件特許出願前において、放電間隙の長 さの放電加工中における変動は、電圧(又は電流)によつてしか計ることができ ず、したがつて、放電間隙の所定長よりの変動に従つて電極に送りを与える方式と しては、放電間隙の電圧(又は電流)と基準電圧(又は基準電流)との差電圧(又 は差電流)に基づいて電極を追従送りする方式しか考えられなかつたものである。 この点を詳述すれば、そもそも放電加工における放電間隙は、数ミクロンないし数十ミクロンという極短間隙である(甲第五五号証の二の第二九頁第一六行)。「間 一髪」という表現があるが、その髪の毛でさえ一〇〇ミクロンの太さがあるのであ る。放電間隙がいかに狭いものかが理解されよう。放電加工に当たり、右のような 狭い放電間隙の変動を、スケール等で直接測定しながら放電間隙の調節・制御を行 うことは、到底不可能である(甲第五六号証の二の第一〇一頁第二行ないし第六 行)。実用的に可能な方法としては、加工間隙の電圧(又は電流)と基準電圧(所 定長に応じて定める。)との差電圧を観察して、間接的に放電間隙の変動を測定し、これに応じて放電間隙の調節・制御をする方法しかないのである(甲第五七号証の二の第二一五頁下から第八行ないし第六行)。放電加工に当たり、放電間隙の 所定長からの変動を右の差電圧によつて間接的に把握し、それに基づいて電極に送 りを与える技術としては、本件特許出願前、電極を連続的に送るものがあつた。甲 第四号証がそれであるが、同号証には、「本発明装置は基準点を最良加工電圧であ る電源電圧の約1/2 (これは実験結果により加工速度が最大となる点である) に近く選んでおけば、蓄電器Cの放電による加工電圧が基準点電圧より高いか又は低 いかによつて、自動的に電動機を回転せしめて、電極と被加工体との間隙を自動的に調節して常に最良の加工電圧で動作せしめ得る」(甲第四号証の第一頁右欄第一 三行ないし第一九行)との記載があり、放電間隙の所定長(右の場合、電源電圧の 約二分の一に設定されている。)からの変動を差電圧をもつて把握することが明ら かにされていて、これが、本件特許出願前における当業者の技術水準であつたこと が知られるのである。したがつて、本件発明の特許請求の範囲における「加工用電 極と被加工体との対向によつて形成される放電間隙の所定長よりの変動にしたがつ

て前記電極に送りを与える」との記載に接する当業者は、「放電間隙の所定等よりの変動」を、放電間隙の電圧と所定長に応じて設定した基準電圧との差電圧によっ 、それに従つて電極に送りを与えるものである趣旨に理解するわけであ る。所定長よりの変動を、スケール等で直接測定しながら電極に送りを与えるものと理解する当業者は皆無である。このことは、本件明細書における「6は定電圧電 源装置でその電圧は前記放電間隙が所定の長さにあるときの放電間隙電圧に相等し く選定されてあり、かつ放電間隙電圧と逆極性となるようにして放電間隙ならびに 電動機5に直列に接続されている。したがつて放電間隙が所定の長さにあるときは 電動機5は回転することなく加工の進行により前述のように放電間隙が所定値より 広まつたときは、そのときの放電間隙電圧と装置6の電圧との差電圧に基いて電動 機5は回転を開始し電極1を送つて放電間隙を狭めることにより放電間隙の電圧と 電源装置6の電圧とが平衡してその差電圧が零となつたときに停止する。」(甲第 二号証第一頁右欄第一四行ないし第二四行)との記載によつて、ますまず明瞭にされているものということができる。被告は、この点に関し、「加工用電極と被加工体との対向によって形成される放電間隙の所定長よりの変動に従って前記電極に送 りを与える」技術としては、甲第五号証及び甲第六号証などの公知技術が存在する ので、右記載に接する当業者が放電間隙の所定長よりの変動を放電間隙の電圧と基 準電圧との「差電圧」によつて把握し、それに従つて電極に送りを与える趣旨にの み解することはなく、むしろ文言どおり何らかの読み換えなしに理解するものであ と主張するが、後述のとおり、甲第五号証記載の切断機及び甲第六号証記載の 研削機においては、いずれも加工に当たり放電間隙の所定長なるものを設定するこ とがなく、したがつて、「放電間隙の所定長からの変動に従つて電極に送りを与えるもの」とみる余地がないから、被告の右主張はその前提において誤つている。そ るもの」とみる余地がないから、被告の右主張はその前提において誤つている。そ して、放電間隙の所定長よりの変動、すなわち放電間隙の電圧と基準電圧との差電 圧に基づいて電極を追従送りする方式として、本件特許出願前知られていたのは、 電極を連続送りするもののみであつて、電極を階動送りするものは知られていなか つた。右の方式において、電極の送りを階動的にする考え方は、本件発明の発明者 が、①特願昭三五—二一四五七号(申第四三号証、②特願昭三五—二七〇六〇号 (甲第四四号証)、③特願昭三五—三六九八一号(甲第四五号証)及び④特願昭三 五—三六九八〇号(甲第四六号証)の特許出願の明細書において初めて示したものである。すなわち、右の①特願昭三五—二一四五七号の明細書(甲第四三号証)に よれば、放電間隙が常に一定に保たれるように電極に送りを与える従来の装置にお いては、直流電動機を用い、定電圧と間隙電圧の差に従つて電動機を制御すること が行われているが、この種の電動機を使用する場合は、右の差電圧が零になるまで 電動機が回転を続ける結果、回転時の慣性によつて電極の送りすぎがしばしば生じ、それによつて短絡を起こす結果、連続した安定な加工が行われなくなる欠点があることから、この欠点を解消するため、電極送り用電動機としてパルス電動機を用い、これによつて間歇的に、しかも所定の長さだけ電極を送るようにすることが提案されている(甲第四三号証第一頁左欄第一五行ないし第二八行)。また、②前記は簡昭 コモニナ〇本〇号の明細書(甲第四四号記)によれば、技事物で共 記特願昭三五―二七〇六〇号の明細書(甲第四四号証)によれば、放電加工装置に おける従来の加工用電極の送り装置では、放電間隙の電圧と定電圧との差電圧に従う電流方向によつて電極に送りを与えることを普通としているが、かかる方式によれば、電極送り用の電動機は加工進行中の各時点において正逆いずれかの方向に連 続的に回転していることになるので、回転時における慣性によつて、電極下降の際には電極が被加工体に接触して間隙を短絡する傾向が大きく、また、上昇の際には 必要以上に間隙を広げることとなるなどのため、不安定な加工になる欠点があるこ とから、この欠点を解消するため、電極の送りを間歇的に行うことが提案されている(甲第四四号証第一頁左欄第一五行ないし第二八行)。そして、右の①及び②の特許出願明細書においては、その提案の実現手段として、電極の送り用にパルス電動機を用いるものとしている。これに対して、③前記特願昭三五—三六九八一号の明細書(甲第四五号証)によれば、発明者自身がさきに提案した右のパルス電動機を用いる方法においても、加工用電極はかなりの大型であり相当の重量を有するため始動及び停止時に慣性による作動の遅れが生じ円滑な送りを期待できないとの欠 め始動及び停止時に慣性による作動の遅れが生じ円滑な送りを期待できないとの欠 点があることから、連続回転する通常の電動機を用い、その回転軸に回転を拘束す るような装置を設けて、加工の進行に伴い間歇的に拘束を解除せしめて電極を追従 させる方法が提案されている(甲第四五号証第一頁左欄第四行ないし第二一行) また、④前記特願昭三五—三六九八〇号の明細書(甲第四六号証)においては、 電加工に際して、その加工用電極を連続的に送ることなく、加工の進行に伴つて加

エによる消耗分だけ間歇的に送ることが望ましく、このためパルス電動機を用いることが考えられるが、電極部分は相当の重量を有しているため、現今のパルス電動機では円滑な間歇的送りが期待できず、また、この種の送り用電動機には相当の機 械的強度が必要となるため使用に耐え得ないという欠点があるところから、パルス 電動機を用いないで、パルス電動機によつて与えられるのと同様な間歇的な送りを 加工用電極に与えることが提案されている(甲第四六号証第一頁左欄第五行ないし 第一六行)。このように、放電間隙の所定長よりの変動、すなわち放電間隙の電圧と基準電圧との差電圧に基づいて電極を追従送りする方式において、電極を階動的 に送ることを提案したものである右の各特許出願は、昭和三五年四月一日から同年 九月一日までの間に、本件特許出願に先立つて出願されたが、本件特許出願の時点 ではまだいずれも公告されていなかつた(なお、当時出願公開の制度はとられてい なかつた。)から、世の中には知られていないものであつた。すなわち、放電間隙 の所定長よりの変動を、放電間隙の電圧と基準電圧との差電圧により測定して電極 を追従送りする方式において、その送りを階動的にすることは、本件特許出願当時、新規な技術的思想であつたのである。このことは、前記四件の特許出願が、本件特許出願後においていずれも特許されている事実(甲第四七号証ないし甲第五〇 号証)に照らしても明らかであろう。確かに、本件明細書には、「周知のように放 電加工に於ける加工用電極は加工の進行にともなつて被加工体に対して送入する必 要があるが、その送りは連続的に行うと慣性により送り過ぎて放電間隙で短絡等を生ずるので階動的に送る方が望ましいことがよく知られている所である。このため その送り用電動機としてはパルス電動機を用いるなり、あるいは連続回転する電動機のその回転を間歇的に拘束する等の方法がとり得る。」(甲第二号証第一頁左欄発明の詳細な説明の項第三行ないし第九行)との記載があるが、これは、本件発明 の発明者が、本件特許出願前、自らの発明に基づいてした前記四件の特許出願の明 細書に記載されている発明者自身の知見を述べたものにすぎず、本件特許出願当時 における当業者の技術水準を述べたものではない。その意味において、前記の記載 中、「よく知られている所である。」との表現は適切でない。なぜなら、発明者自 身によく知られていたにすぎず、世間には全く知られていなかつたからである。ところで、甲第五号証及び第六号証は、いずれも本件特許出願前の文献であつて、放電加工用の電極ないし被加工物に階動的な送りを与えることを示す記載のあるもの である。しかしながら、甲第五号証は切断機、甲第六号証は研削機に係るものであ つて、いずれも加工に当たり放電間隙の所定長なるものを設定することがなく、し 「放電間隙の所定長からの変動に従う電極の階動送り」を行うものでは ない。それゆえ、放電間隙の電圧と基準電圧との差電圧に基づいて電極ないし被加 工物を追従送りする方式をとるものではなく、したがつてまた、連続送りの欠点を 解消するため階動送りを用いるとの技術的思想を含むものではない。これを詳説す るに、まず、甲第五号証についてみると、「本案装置に於て今電極 1 と被加工物 2 ではない。これを計説するため間割とする内ではない。これを計説するに、まず、甲第五号証についてみると、「本案装置に於て今電極1と被加工物2との間隙即ち極間距離が標準値の範囲内に在るとすると加工の進行に伴い、この極間距離は増大し、遂には標準値の範囲外に出ることとなる。そうするとコイル10を流れる電流が減少して鉄心9の吸引力は、スプリング12の張力に抗し難くなり 接触片11が鉄心9から離れて接点14を接点13に接触させ電源Eから電動機B に給電して取付台3を右方向即ち電極1に近づける方向に送り始める。」(甲第五 号証第一頁左欄第二四行ないし同右欄第六行)との記載によつて明らかなように、 右装置は、放電間隙の電圧と基準電圧との差電圧に基づいて被加工物を電極の方へ 送るものではない。また、右装置は、放電間隙が開いても、これに追従して被加工物を電極の方へ送ることをせず、放電間隙が標準値の範囲外に出るまでこれを放置 しておくものである。右の装置においては、放電間隙が前述のように標準値の範囲 外に出るまで増大して、コイル10を流れる電流が著しく減少し、鉄心9の吸引力 がスプリング12の張力に抗し得なくなり、接触片11が鉄心9から離れ、接点1 4が接点13に接触して始めて被加工物が電極の方へ送られるのであるから、その 間加工電流は極度に減少し、その加工速度は著しく低いものになるとみるこ きる。また、「他方電動機Bが回ると回転スイツチAも回りブラシユ8は絶縁部7を外れて導体部分6に接触し、電源Eからの給電によつて電動機Bは接点14が接 点13から離れても回転板5がほぼ一回転する間依然として回転を継続して送りを 続ける。回転板5の一回転と送りの距離の関係を適当に採択して置けば極間距離は 充分に標準値の中央或いは標準値の下限の近くにすることが出来る。」(甲第五号 証第一頁右欄第七行ないし第一四行)との記載によつて明らかなように よる被加工物の電極の方への送り量は回転板の一回転によつて決定される。しか

も、これは、標準値の範囲外から、標準値の中央又は標準値の下限近くまでの相当 に大きい量を送るものである。甲第五号証記載の装置は、被加工物送り用の電動機 を正逆転させることなく、放電間隙が大きく開くのを待つて、被加工物を電極に近 づける方向にのみ一方向に動かすものであるから、この点からも、放電間隙の電圧 と基準電圧との差電圧によつて、電極を階動的に追従送りするものとは根本的に異 なることが知られる。次に、甲第六号証についてみると、「加工法によつては電極 をパルス送りすることが必要になる。例えば放電研削では、追従送りを用いられないことが多い。このことは次の例で説明される。平面の放電研削を考え、その面に 凹凸があるとしよう。送り制御装置が一定の電極間隙を維持するならば凹凸は除去 されない。電極を近づけるのは特定量だけとし、電極間隙が増大するのを補償する のは電極が工作物の表面から外れる限界の位置でだけとする必要がある。」 六号証訳文第一頁第二行ないし第一一行)との記載によつて明らかなように 置は、一定の放電間隙を維持するために電極を追従送りすることを積極的に避け、 電極が工作物の表面から外れる限界の位置で特定量だけこれを送る、いわゆる切り 込み送りをするものである。右の装置においては、加工が行われて放電間隙が増大 するにつれ放電間隙の電圧が増大して、電極に接続されている駆動電磁石のコイル による磁界がバネの強さより強くなると、電磁石が鉄片を引き付けてレバーを振動 させ、つめ車を回して電極を送るものであるから(甲第六号証訳文第三頁第一行な いし第三行及び第二頁第八行ないし第一四行)、放電間隙の電圧と基準電圧との差 電圧に基づいて電極を送るものでないことは明らかである。更に、右の装置は、 方向にしか動かないので不可逆的であるとされており(甲第六号証訳文第一頁下よ り第二行ないし第一行)、この点でも、前記差電圧により電極を階動的に追従送りするものとは根本的に相違するわけである。以上にみたところから明らかなよう に、本件特許出願当時、放電間隙の所定長からの変動を、放電間隙の電圧と基準電 圧との差電圧をもつて測定し、それに基づいて電極を階動的に追従送りするもの は、知られていなかつたのであり、先願として、本件発明の発明者自身の発明に係 る四件の特許出願がなされていたにすぎなかつたのである。

加工性能は、一般の例に従い、加工面の粗さと加工速度の関係によつて調べられている。右の実験結果は、同誌第一六頁左欄所載の第一六図に示され(同欄所載の第一五図も実験結果を示すものであるが、一階動の送り量を一・五 $\mu$ とした場合の結果が示されていないので、第一六図によることにする。)、同図には、一階動の送り量を前記のとおり三種に設定して実験を行つた結果が、縦軸に加工速度を、横軸に一路動の送り量をとつて、右の第一六図に基づき地に面粗さをとつたグラフをもつて示されているところ、右の第一六図に基づき地に面粗さをとったグラフをもつて示されているところ、右の第一六図に基づき一次の送り量の相違により加工速度がいた変化するかをグラフ化した甲第五三号証がのが表別によると、前記実験にのグラフ(なお、甲第六五号証ないし第六九号証参照)によると、前記実験にのが、加工面粗さが一〇 $\mu$ Rmaxの加工条件では、一階動の送り量 1/6  $\mu$ のときの加工速度が六〇mg/min、同じく〇・五 $\mu$ のときの加工速度が五〇mg

特許法第三六条第四項の立法趣旨は、発明の公開(本件発明の場合は出願公告)に当たりその内容を当業者のよく理解し得るものとすることにあるから、公開の時点までに公知となつた技術や公刊された文献記載の技術は、当業者において明細書を理解するうえでの参考資料とされてよく、したがつてそれらを補つて本件明細書の記載が理解されるものである以上、同法第三六条第四項の要請は、ますます満たされているものと解されるのである。したがつて、右の見地に立つてみても、本件明細書における〇・八 $\mu$ の実施例の記載は、 $-\mu$ 以下という限定に対して充分なものということができる。この点に関し、被告は、同法第三六条第四項にいう「その発明の属する技術の分野における通常の知識を有する者が容易にその実施をするこ

とができる程度に、発明の目的、構成及び効果を記載しなければならない。」と は、当然、当該特許出願時における技術水準を前提とするものであり、原告の主張 は同条同項が特許出願に当たつての要件であることを無視した議論であつて、本件のように、発明の核心たる「 $-\mu$ 以下」の意義そのものが問われているときに、そ の核心について、本件特許出願より約三年後に他人の努力の成果として著された報 文を援用して明細書の開示に代えることなど許されるものではない旨主張するとこ 特許法第三六条第四項所定の「発明の詳細な説明」の記載については、発明の 要旨の変更にならない限り補正が許され、補正に当たつては、実験結果や実施例の 追加が許されるものであり、このような補正を認める趣旨は、出願公告される明細 書に対する当業者の理解を容易ならしめるところにあるから、かかる補正が可能で あることに思い及べば、補正に代わるものとして、出願公告前の文献による明細書 の補充を認めてさしつかえないものと考えられる。したがつて、被告の右の主張 は、特許法における明細書の補正の可能性を考慮していない点で、失当というほか ない。また、被告は、原告の右の主張が、本件明細書における「一階動による電極 送り量は無制限とするわけには行かない。何故ならば、もしその送り量が僅少に失すれば、電極、被加工体の放電間隙が適正値に至らないことにより、所定の放電は 行ない得ず、また仮に放電したとしても放電電圧が大となる所から加工面粗は悪化 し、逆に送りすぎるとすれば間隙が短絡してしまう恐れがあり、また放電電圧が低 下するところから加工速度が低下する。」(第一頁左欄発明の詳細な説明の項第一 ○行ないし第一七行)の記載内容と矛盾する旨主張するところ、確かに、右の記載 だけからみると、一階動の電極の送り量だけが問題とされているかのように思われ るかもしれないが、放電加工において、その加工速度を向上させることが課題であることを考えると、単位時間当たりの電極の送り長さが問題であることを理解する ことができる。そして、単位時間当たりの電極の送り長さ」は、モータ応答速度f と一階動の送り量の長さuとの積に比例し、I=u・fとなり、u=I/fの式が 導かれる。このことから、所望の送り長さ」を得るためには、uが小さければ、こ れに反比例してfを大きくしなければならないことが分かる。しかしながら、fを大きくすることには、モータの応答性能による限界があり、このことは、uを小さくすることについて、モータの応答性能による限界があるということである。かくみてくれば、一階動の電極の送り量だけを考慮することはナンセンスであり、それは、常にモータの応答性能との関係において考慮されなければならないのである。 したがつて、本件明細書の「もしその送り量が僅少に失すれば、電極、被加工体の 放電間隙が適正値に至らない」との記載も、前記の式におけるuの値が僅少に失す ることを述べているものであることが理解される。すなわち、モータの応答速度 f mである場合、単位時間当たりの送り長さImだけ電極を送るためには、一階動当 たりの送り長さを、Im/fm以下にはできないわけであつて、「もし送り量が僅少に失すれば」とは、一階動の送り長さを、右の値以下にすることを指しているものにほかならない。したがつて、本件明細書の前記記載について、モータの応答限界との関係を述べたものではない、との被告の主張は失当である。更に、被告は、一階動による電極の送り量を小さく設定しすぎて弊害を生ずるのであれば、本件発展の特別表表の管理になる。 明の特許請求の範囲における「 $-\mu$ 以下」の下限近傍で右弊害を生ずることになり 発明の詳細な説明と明らかに矛盾する旨主張するが、前述のとおり一階動による電 極の送り長さをどこまで小さくすることができるかは、モータの応答性能によつて 決定されるのであるから、本件発明の特許請求の範囲の記載においても、一階動に よる電極の送り長さの上限を定めることはできるが、その下限は、モータの応答性 能に依存することとなるので、これを数値をもつて限定することはできないのであ る。本件発明の特許請求の範囲において、一階動による電極の送り長さを、「一μ 以下」として、上限のみを定めて下限を定めなかつたのは、右の理由によるもので ある。

(四) 本件審決は、本件発明においては電極の送りの駆動源として電動機を使用しているところ、その電動機としてはパルス電動機と通常の連続回転式電動機とがあり、甲第二三号証及び第二五号証によれば両者の特性には異なるものがあつて、それが発明の目的の達成に違いを与える可能性があるにもかかわらず、本件明細書に記載があるのみで、通常の連続回転する電動機を使用した場合についての実施例の記載がないから、発明の効果を確認するうえで不適当であるとする。確かに、電極の階動送りについては、パルス電動機を用いる方法のほか、連続回転する電動機を用い、その回転を間歇的に拘束する方法等があることは、本件明細書に記載のとおりであるが、本件特許出願当時にお

いては、パルス電動機を用いる方法よりも、連続回転する電動機を用い、その回転 を間歇的に拘束する方法による方が優れていると考えられていた。何ゆえなら、当 時のパルス電動機により、重量を有する放電加工機の電極を含むヘツド部を支持 し、かつ、間歇的送りを与えることには、相当の無理を伴うものであるのに対し 連続回転する電動機を用い、その回転を間歇的に拘束する方法を用いれば、一定の トルクをもつて円滑な送りを与えることができると考えられるからである(甲第四 五号証及び第四六号証参照)。また、本件特許出願後の文献ではあるが、ステツピング・モータについて基礎的・常識的な解説を加えている文献である甲第五四号証 ステツピング・モータと直流モータのデイジタル駆動又はインクリメン によれば, タル駆動とを比較した場合、性能的には後者の方が優れていることが指摘されてい る(甲第五四号証の二第六四頁ないし第六九頁)。右のような事情を踏まえて考え るならば、本件明細書が、その実施例において示しているパルス電動機を用いた実 験結果からして、直流電動機ないし連続回転する電動機を用いて、その回転を間歇 的に拘束する方法によった場合には、それと同等ないしそれ以上の実験結果が得られることは明らかである。したがつて、実施例としては、パルス電動機を用いた例を示せば足りるものというべきである。この点につき、被告は、原告の右の主張は 誤りである旨反論し、発明者は有用な発明の公開の代償として独占権を付与される ものであるから、明細書において最良の結果をもたらす実施例の裏付けを開示すべ き責務があるにもかかわらず、本件明細書の記載及び原告の右の主張によれば、 り優れた効果が得られる連続回転する電動機を間歇的に拘束する実施例及び直流モ 一タのデイジタル駆動又はインクリメンタル駆動を用いた実施例の裏付けを欠くこ とが明らかである旨主張する。被告の右主張は、特許法施行規則様式第16備考14中の「必要があるときは、当該発明の構成が実際どのように具体化されるかを 示す実施例を記載する。その実施例は、特許出願人が最良の結果をもたらすと思う ものをなるべく多種類掲げて記載し」との記載に基づくものと思われる。しかしな がら、実施例を記載する目的は、右の備考の記載によつて明らかなとおり、「当該 発明の構成が実際どのように具体化されるかを示す」ことにある。それゆえ、本件 明細書においても、本件発明が実際にどのように具体化されるかを示すため、パル ス電動機を使用した例を示したものである。そして、パルス電動機を使用した例が 記載されていれば、当業者が右記載から、直流電動機ないし連続回転する電動機を 用いて、その回転を間歇的に拘束する方法によった場合にも、同等ないしそれ以上 の効果をもつて本件発明を具体化し得るものであることを容易に理解できるから、 本件明細書におけるその点の記載には何らの欠点も存在しない。原告は、パルス電 動機を使用した実験によつて、本件発明を実際に具体化し得ること、及びその作用 効果を確認した。これにより、直流電動機ないし連続回転する電動機を用いて、そ の回転を間歇的に拘束する方法については、実験してみるまでもなく、同等ないしそれ以上の効果をもつて本件発明を具体化し得ることが推認された。よつて、後者 については、実験を行わなかつたのである。そして、実験をしていない事項に て、実施例の記載を要求される筋合はないから、被告の前記主張は失当というほか ない。

(五) 本件審決は、本件明細書では、その実施例の実験結果の比較対象として、 従来技術中通常の電動機を用いた連続的送り上げているが、本件特許と問題に加工用電極を階動的に送る方が望ましなければ、発明の効果を十分に理ない。 加工用電極の階動的な送りの例との比較をしなければ、発明の効果を一分にするに主張が重間隙の電圧と基準電圧との差ではいいたのは、のであるに変更には多いである。 本件特許出願前に知られており、な知の事項ではといてであるものであり、であるはいるな状況下においては、公知の事項ではして、連続送りのものは、ののといて、連続送りのものは、本件特許出願では取り上げるものがなかったわけされた「計測として明いた放電を電子である。ののとのは正のなに発行された「計測と出すのである。ののは、本件特許出限では、本件特許出限でである。ののは正のなに発行された「計測と出すのである。ののは正のなに発用のものとのは正のとのは正のとのは正当であることを認識することができる。 2 特許法第三六条第五項の要件を満たさないとする事由について

本件審決は、本件発明の特許請求の範囲にいう「一μ以下」とは、 電極の一階動としての送りが成り立つまでの小さな値まで」をいうものと解されるのであるが、「本件明細書の文脈からみ」、「また、その内容からい」うと、「ール~〇・五μ程度」を指すものと解することができ、そうすると、本件発明は、 「 $-\mu \sim O$ ・五 $\mu$ 程度」のことを「 $-\mu$ 以下」と特許請求の範囲に記載したことになるから、不適切であると判断する。しかしながら、本件発明の特許請求の範囲に おける「 $-\mu$ 以下」の記載は、本件審決が認定するように、「 $-\mu$ 以下で電極の一階動としての送りが成り立つまでの小さな値まで」の意味に解すべきものであつて、「 $-\mu$ ~〇・五 $\mu$ 程度」のことを「 $-\mu$ 以下」と記載したものではなく、本件審決の認定は、右の点において既に誤つている。放電間隙の所定長からの乖離、するなれた電間隙の原因と其がいる。 なわち放電間隙の電圧と基準電圧との差電圧に基づいて電極を追従送りする方式に おいて、その送りを階動的にする場合、一階動の送り量は、モータが応対できる範 囲において、できるだけ小刻みにする方がよいことは明らかである。なぜならば、 囲において、できるたけ小刻みにする方かよいことは明らかである。なせならは、 一階動の送りを与えるべき差電圧をできるだけ小さく設定し、それに応じて送りを 与えるようにすれば、放電間隙の電圧を基準電圧に近いところに維持することができるから きる、すなわち放電間隙を所定長に近いところに維持することができるから る。このようにみるならば、一階動の送り量の最小限をいくらにするのが適当かと いうことを探究する意味はないことが知られる。すなわち、それは小さければといい いほどよいのであるが、モータが応答できるかどうかということで限界があるして うにとどまるのである。これに対して、一階動の送り量をどの程度まで大きくして もさしつかえないかという送り量の最大限については、本件特許出願前これを まる何らの知識も得られなかった。そこで、本件祭明の発明者は、この点を であるの知識も得られなかった。そこで、本件祭明の発明者は、この点を する何らの知識も得られなかつた。そこで、本件発明の発明者は、この点を究明すべく実験を行つた結果、電極と被加工体との対向面に一様に放電がいきわたつたときの放電間隙の広まりが $-\mu\sim$  $\bigcirc$ ・五 $\mu$ 程度であることを発見し、これに基づい て、一階動の送り長さの最大限を一 $\mu$ とし、これ以下の送り長さをもつて電極を送 る本件発明の方式を創案したものである。右の放電間隙の広まりの量は、加工屑の 発生その他の理由により必ずしも規則的ではないが、一μ~〇・五μ程度の範囲であるので、放電間隙をその所定長との乖離が一μを超えることのないように維持するようにすれば、加工速度の向上と加工面粗さの低減という放電間隙維持の目的を 達成することができるわけであり、この見地に立つて、本件発明の特許請求の範囲 においては、一階動による電極の送り量を「一μ以下」としたのである。なお、 「一μ以下」とは、「一μ以下限りなくゼロに近いもの」を意味するわけではな い。本件発明は、放電加工用の電極の送りに関するものであるから、電極の送りに 用いるモータが階動的に応答できる値までが限度である。この点は、本件審決が 「一μ以下で電極の一階動としての送りが成り立つまでの小さな値まで」と認定し

ているところが正当であると考える。 このようにみると、本件発明の場合、「一µ」には電極の送り量の最大値を画することにおいて意味はあるが、それより小さい値による一層小きざみの送りを行うということについては、特に数値を限定する意味がないことが明らかである。そうすると、本件発明の特許請求の範囲において、一階動による電極の送り長さを「一µ以下」と表現したのはまさに正当であり、何ら特許法第三六条第五項の規定に違反するところはないものといわなければならない。 第三 被告の答弁

被告訴訟代理人は、請求の原因に対する答弁として、次のとおり述べた。

一 請求の原因一ないし三の事実は、認める。

二 同四の主張は、争う。本件審決の認定判断は正当であつて、原告主張のような 違法の点はない。

1 同四1(一)の主張について

原告は、本件明細書にいう「被加工体の加工された長さ」とは、放電が進行する過程において、電極と被加工体の対向面の同じレベルの高さどうしの噴山の山頂間で放電点の移動が一わたり行われて放電間隙が広がつたときの、その広がつた長さ分を指しており、換言すれば、それは電極と被加工体との間において最も高いレベルの山頂どうしの間に放電が行われるときと、それが一わたり行われて、次に高いレベルの山頂どうしの間に放電が行われるときとの放電間隙の差、すなわち右下の山頂のレベルの差を指していると主張する。しかし、「被加工体の加工された長さ」について原告の右主張のように解釈すべき根拠は本件明細書のどこにも見きたらない。原告は、本件明細書の第一頁左欄下から第八行ないし末行の記載に右主張

の根拠を求めているが、そこには、「被加工体の加工された長さ」という用語は見当たらず、また、噴山の「最も高いレベルの山頂」とか「次に高いレベルの山頂」とかいう記載もない。したがつて、「最も高いレベルの山頂」と「次に高いレベルの山頂」のレベルの差を「被加工体の加工された長さ」という結論など右の記載部分から導き出せるものではない。

原告が引用する本件明細書の右記載部分には、放電加工においては、電極と被加工体の対向面中最も対向間隙の短い箇所が放電点となること、そこが放電によるで放電によって溶融飛散して放電痕が生ずる。)と次の放電他の箇所へ移ること、放電が対向面に一様にいきわたると放電間隙が広がると書かれている。右の記載によると、放電が対向面に一様にいきわたつたのち放電間隙が広がると書かれて消耗すると、放電が対向面に一様にいきわたったの間隙の短い箇所が放電によるがららかに誤りである。なぜならば、最も対向間隙の短い筋所が放電によるがあり、放電間隙が広がるためによるで放電間隙は広がるのは理の当然であり、放電間隙が広がるために、電が対向面に一様にいきわたったのち」は、正しくは「対向間にの最も短い箇所が放電によって消耗すると」(放電間隙が広がる)とすべきところである。

かかる点に注意して右記載部分をみると、右記載部分は、結局、対向間隙の最も 短い箇所が放電により消耗すると放電間隙が広がり、それが繰り返されることによ つて放電間隙が次第に広くなり、それに応じて放電間隙の電圧が高くなるので、電 圧の上昇に応じて電極に送りを与えると所定の放電間隙に調整することができるこ とを記述しただけのものであつて、放電加工における公知の電極送りの方法を述べたものである(甲第四号証ないし第六号証参照)。また、原告は、放電間隙の広が りについて、対向面に分布する最も高い「レベル」の山頂どうしの間に一わたり放 電が行われると、次にはその次に高いレベルの双方の山頂どうしの間で放電が行わ れることになり、それだけ放電間隙が広まり、それが一わたり行われると、更にそ の次に高いレベルの双方の山頂どうしの間で放電が行われることになり、放電間隙は更に広まることになると主張している。しかし、原告も認めているように、噴山は大小無数に存在し、高低さまざまであるから、最も高いものから最も低いものまで高さの異なるものが連続的に存在すると考えられ、したがつて、最も高い山頂と その次に高い山頂との差は限りなく零に近いと考えるのが常識であり、最も高い山 頂が放電により消耗した時点で放電間隙はわずかであつても広がると考えるのが自 然であり、次に、最も高い山頂が放電により消耗しこれが繰り返されて放電間隙が 広がっていくのであつて、放電加工による放電間隙が連続的に広がるといわれるゆ えんである。噴山はその山頂が最も高いものから最も低いものまで高さについて連 続的に存在し、最も高い山頂が逐次に放電により消耗して、放電間隙が連続的に広がつていくのであるから、原告の右主張のように、最も高いレベルの山頂どうしの 間に一わたり放電が行われることと次に高いレベルの山頂どうしの間に一わたり放電が行われることとを画する理由は全く存在しないのである。また、そのような 「一わたり放電が行われる」ことを条件として放電間隙の広がり(加工長さ)を特 ですること自体、加工に特別の条件を付することに帰し、「加工如何に係らず」加工長さが定まるとした本件明細書の趣旨に反することである。更に、原告のいう「最も高いレベルの山頂どうしの間に一わたり放電」の「一わたり」は実際の放電加工の態様とかけ離れた前提であって誤りである。すなわち、噴山は、放電により加工をの、割が加熱溶融し、これによって溶融し、 被加工体の一部が加熱溶融し、圧力によつて溶融した部分が中央部から圧迫され て、周辺部から離脱飛散して形成されるものであり、この形成過程からみても噴山 の高低はその時時の偶然的な要素により支配されるものであり、最も高いレベルの 噴山の一つに放電が行われ、それにより形成された噴山がその時点でその加工面に 存在する最も高いレベルの他の噴山よりも必ず低いということはあり得ない。原告 は、本件明細書における「被加工体の加工された長さ」について前述のとおり、最も高いレベルの山頂と、次に高いレベルの山頂とのレベルの差を指すものであつてこれが、加工いかんにかかわらず一μ~〇・五μ程度であると主張するが、前述の とおり、電極と被加工体との対向面における噴山は、その山頂が最も高いものから 最も低いものまで高さについて連続的に存在するのであるから、原告の右主張のよ うに「最も高いレベルの山頂」とか「次に高いレベルの山頂」とかを基準としてそ れらのレベル差をもつて「被加工体の加工された長さ」を定義することなど基準そ のものがあいまいで「長さ」そのものを特定することは不可能である。ところで、

放電加工における被加工体の加工された長さを定義する場合においてもいろいろな考え方が成り立ち、例えば、放電間隙における被加工体の噴山のうち最高位のものが放電により消耗したときに注目すれば最高位の噴山の山頂と次順位の噴山の山頂 との差をもつて被加工体の加工された長さとみることができ、この場合の加工され た長さは、限りなく零に近い値となることは明らかである。また、放電開始からス パークアウト直前までの加工に注目すれば、放電開始時点の最高位の噴山の山頂と スパークアウト直前における最高位の噴山の山頂との差をもつて被加工体の加工さ れた長さとみることができる。この場合の加工された長さはスパークアウトの状態における「加工されたために広がつた大きさ」(例えば乙第一号証の四においては  $\mathbf{\Xi} \mu$ ないし $\mathbf{O} \mathbf{O} \mu$ )に限りなく近い値となる。いずれの場合においても、加工さ れた長さが最大一ル、最少〇・五川程度となるはずがなく、したがつて、 の加工された長さが加工いかんにかかわらずーμ~○・五μ程度であるとする原告 の主張は誤りである。更にまた、原告は、加工された長さが加工のいかんにかかわらずーμ~〇・五μ程度となることについて、本件明細書にいう「被加工体の加工された長さ」が、放電による放電痕によつて形成される長さを指すものでなく噴山の山頂のレベル差を指し、被加工体に形成される噴山の山頂の高低の差の分布に は、加工の態様により、また、加工条件のいかんにより、格別の差が生ずるもので はないからであると主張する。しかしながら、原告が、加工された長さについて、 噴山の山頂のレベル差といつてみたところで、それは原告の主張によれば、電極と 被加工体の対向面の同じレベルの高さどうしの噴山の山頂間で放電点の移動が一わ たり行われて放電間隙が広がったときの、その広がった長さ分を指しているのであり、言い換えると、最も高いレベルの山頂どうしの間の放電が一わたり行われて、放電痕の累積によってそれらの山頂の加工が行われて次に高いレベルの山頂が新た に最も高いレベルの山頂となつたときの放電間隙の広がつた長さを指すのであるか ら、所詮は放電痕の累積によつて形成される長さを指しているのである(乙第九号 証参照)。また、被加工体の加工された長さは、 $-\mu\sim$ O・五 $\mu$ 程度に限られるものでないことは、先に指摘したとおりであるが、最大値を画するものは「スパーク アウトの状態における加工されたために広がつた大きさ」であり、これが加工条件 のいかんによつて変動することは明らかである(甲第一一号証及び乙第一号証参 照)。更に、原告のいう噴山の山頂の高低の差の分布については、それ自体の意味が不明であるのみならず、その分布と被加工体の加工された長さとの関係が明らか でないのであるから、仮に差の分布が加工の態様により、また、加工条件のいかん により格別な差がないとしても「被加工体の加工された長さ」が最大限一μ、最小 限〇・五μ程度を画することにはならない。

以上のとおり、原告の主張する「被加工体の加工された長さ」も放電痕によつて 形成される長さを指しているのであり、また、噴山の最も高いレベルの山頂どうし の間に放電が一わたり行われるときの「一わたり」についても限りなくスパークア ウトの状態に近い状態に至るまでの放電を含むのであるから、本件発明の「加工さ れた長さ」を、乙第一号証及び甲第一一号証における間隙の広がりと比較した本件 審決に比較の対象を誤つたという違法はない。 2 同四1(二)の主張について

ことを発見したなどということは本件明細書中に記載されておらず、これを「被加工体の加工された長さ」と表現していると読みとることはできない。原告はまた、差電圧をもつて放電間隙の広まりを計れば、電極の消耗もその変化に含まれ、また、差電圧ではなく被加工体の加工された長さだけを測定するのは不可能であると主張するところ、原告のいう放電が対向面に一様にいきわたつたときに放電を中止させ、放電開始前と放電中止後の被加工体の長さの差を計れば被加工体の加工された長さは測定可能であり、原告の右主張も誤りである。

以上のように、本件明細書においては、電極の消耗については無視し、被加工体の加工された長さをもつて一階動による送り長さを決めていることが明らかであ る。なお、原告は、放電加工においては、電極の消耗を伴うという当業者の常識を 前提として、明細書の記載上、その点にいちいち言及するのを省略する例は、 分野の明細書には少なくないといい、甲第四三号証及び第四五号証を指摘するが、 右は、いずれも電極の階動的送りの一階動による送り量をいかに定めるかについて 論及するものではないので、本件発明のように、一階動による送り量をいくらに定めるか、また、それが $-\mu\sim0$ ・五 $\mu$ という極めて微少な値を取り扱うものと事例が異なるものである。本件発明は、 $-\mu\sim0$ ・五 $\mu$ 程度という微少な値を論ずるも のであるからこそ、本来電極の消耗も考慮すべきはずであるにもかかわらず、 を無視した本件明細書の記載は正に杜撰というほかなく、かかる明細書で発明を公 開したことによる不利益は原告自らが負うべきものである。また、原告は、ワイヤ カツト法のように電極の処女面を絶えず繰り出す加工法もなかつたとの本件審決の 認定が事実誤認であると批難する。しかし原告の引用した文献のうち二点を除く他のすべては電極の処女面を絶えず繰り出す加工法を示すものではなく、原告の批難は当たらない。甲第二八号証及び第三〇号証はワイヤ電極を用いる加工法ではある が、ワイヤ電極は繰り返し使われるので電極は消耗する。甲第二九号証及び第三一 号証の二の第二六八頁記載のものはワイヤ電極の処女面を絶えず繰り出す加工方法 ではあるが、この二つの文献が公知であつたからといつて、本件特許出願当時、電 極の消耗について無消耗のものがあると当業者に広く認識されていたとはいい難 い。また、原告が円板状電極、ベルト状駆動電極を使用する例として掲げた甲第二 八号証、第三〇号証、第三二号証の二の第七四頁及び第七七頁並びに第三一号証の二の第二六六頁ないし第二六七頁記載のものはいずれも電極が繰り返し使われるも のであつて処女面を絶えず繰り出すものではないので、電極は当然消耗するのであ ところで、本件審決の趣意は、本件特許出願の三年後の発行に係る「放電加工 技術便覧」(乙第二号証)でさえ電極消耗比が六〇%~一二〇%のものがあること を示しているのであるから、本件発明においても、電極消耗について考慮するのが 当然であつたと考えられるとしたことにあるのであり、見かけ上電極消耗がない加 工法が文献上たまたま公知であつたとしても、本件審決の右趣意に誤りはない。更に、付言するに、本件明細書によれば、被加工体の加工された長さは、「加工如何に係らずー~〇・五 # 程度であることが判明」したというのである。当業者として は電極消耗がより大きい条件の加工の場合であつても、そうであるかとの疑問を抱 くものであり、少なくとも電極について被加工体の消耗と同程度の消耗を考慮すべ きであつたことに変わりはなく、本件審決の判断に誤りはない。

従つて電極に送りを与える趣旨にのみ解することはなく、むしろ文言どおり何らの 読み換えなしに理解するものである。また、原告の引用する本件明細書の記載も本 件発明の必須の構成を示したものではなく単に一例であり、本件発明の特許請求の 範囲の右記載について「差電圧」と読み換える理由とはなり得ないものである。更 に、原告は、差電圧に基づいて電極を追従送りする方式は、本件特許出願前公知で なかつたとして、本件発明と同一発明者の四件の特許出願(甲第四三号証ないし第 四六号証)を指摘する。しかし、既に指摘したとおり、本件発明は差電圧に基づく電極送りを前提とするものではなく、放電間隙の「所定長よりの変動にしたがつ」た電極送りを広く前提とするものであるから、原告の主張は意味がない。なお、原告は、甲第四三号証ないし甲第四六号証の四件の特許出願が、いずれも特許になった。 ていることから、差電圧により電極を追従送りする方式において、その送りを階動 的にすることは本件特許出願当時、新規な技術的思想であつたと主張するが、右四 件の特許出願がその後特許になつたのは、差電圧により電極を追従送りする方式に おいてその送りを階動的にすることが新規であつたからではなく、それを実現する 具体的な構成が加えられたことにより新規性が認められたからである。この点に関 して、原告は、本件明細書中、「(加工用電極の)送りは連続的に行うと慣性によ り送り過ぎて放電間隙で短絡等を生するので階動的に送る方が望ませいことがよく 知られている所である。」(甲第二号証第一頁左欄発明の詳細な説明の項第三行な いし第九行)との記述にいう「よく知られている所である。」の意味は、発明者自 身によく知られていたにすぎず世間には全く知られていなかつた旨主張するが、甲 第五号証及び第六号証からも明らかなように、放電間隙の所定長からの変動に従つ て電極に送りを与える電極送り方式において、送り用電動機の回転を階動的とする ことが公知であつたからこそ「よく知られている所である。」と記述したのであつ て正に適切な表現である。そもそも、自分の発明を世間に公開するための特許明細 書において、自分だけしか知らないことについて、わざわざ「よく知られている所 である。」などと記述することはあり得ない。原告は、甲第五号証及び第六号証が いずれも本件特許出願前の文献で、加工用電極ないし被加工物に階動的な送りを与えることを示すものであることについて認めてはいるものの、いずれも差電圧に基 でく追従送りではなく、また、連続送りの欠点を解消するため階動送りとするとの 技術的思想を含まないと主張するが原告の右主張は誤りである。まず、差電圧に基 では動送りであるかどうかについては、既に指摘したとおり、所定長よりの変動 に応じた階動送りであれば足りるのであつて、甲第五号証及び第六号証はこれに該 当するものである。また、甲第五号証及び第六号証の送りが階動的、すなわち一定 量送り……停止……を繰り返えすものであるから、「その送りは連続的に行な うと慣性により送り過ぎて放電間隙で短絡等を生ずる」(甲第二号証第一頁左欄発 明の詳細な説明の項第四行ないし第六行)という連続送りの欠点を解消できるもの

であり、右欠点を解消する技術的思想を当然に含むものである。
次に、甲第五号証及び第六号証についての原告の主張につき反論するに、まず、原告は、甲第五号証について、放電間隙の電圧と基準電圧との差電圧に基づく送り ではないと主張するが、原告の右主張がその前提において失当であることは既に指 摘したとおりである。また、甲第五号証においては、コイル10を流れる電流は放 電間隙の大きさに依存しているものであり、右電流が一定値(鉄心9の吸引力がスプリング12の張力に抗し難くなり接触片11が鉄心9から離れて接点14を接点13に接触させるときの右電流の値)を基準値として、これより減少(間隙は増大)すると送りが開始されるのである。すなわち、電流でみるか、電圧でみるかの 相違はあるものの、放電加工の電極送りにおいて、放電間隙の把握を電圧でみる 電流でみるかは適宜選択し得る周知事項であつて(甲第四一号証第四七頁下か ら第二行ないし第四八頁第八行)、両者に格別な差はない。原告はまた、甲第五号 証の装置は「放電間隙が開いても、これに追従して被加工物を電極の方へ送ること をせず、放電間隙が標準値の範囲外に出るまで放置しておくものである」から送りが開始されるまでに加工電流が極度に減少し、加工速度は著しく低いものになる旨 主張するが、原告の右の主張は甲第五号証を正しく理解していないことによる誤り である。まず、甲第五号証の装置においても、加工の進行に伴い極間距離が増大し て標準値の範囲外に出ると電流が減少して被加工物の送りが開始されるのであるか ら追従送りであることは明白である。また、甲第五号証の標準値の範囲について も、これを適当に設定すれば、加工の進行によりほんのわずか極間距離が増大した とによる電流の減少をもつて送りを開始することができるのであるから、加工速 度が著しく低くなるとの原告の主張は誤りである。更に原告は、甲第五号証の装置

更に、原告は、一階動の送り量が一μ以下である場合と一μ超である場合とで そこに加工性能の上に格段の相違があるというような意味での臨界的意義は、本件 発明について問われる必要はないと主張するが、甲第五号証、第六号証から明らか なように、本件特許出願時には、電極を階動的に追従送りすることは公知であつた のであるから、特に電極の送り量を一μ以下とすることに臨界的意義がなければ、 本件発明は従来技術の延長線上に存し、特許性のある発明たり得ない。本件発明は、既に電極を階動的に追従送りすることが公知であるという技術水準のもとに-階動による電極送り長さを一μ以下としたものであるから、連続送りのものと比し て加工性能を論じても無意味であつて、一階動による電極の送り長さを一 $\mu$ 以下としたことにつき、その一 $\mu$ の数値の臨界的意義が厳格な意味で問われるべきもので ある。なお、原告は、【C】・【D】の報文(甲第二一号証)を引用し、これにすべてを依拠させて本件発明における $-\mu$ の数値の臨界的意義を説明しようとする。 が、本件発明における一μの数値の臨界的意義については、本来本件明細書に記載 されるべきものであるから、原告は明細書の記載の指摘をなすべきであつて、仮に 明細書の記載に多少の記述不足があるならば、それに代わる説明として十分な出願 前の一般的技術書中の記載箇所を指摘すべきである。原告の引用する甲第二一号 証、本件特許出願の約三年後のしかも他人の論文に係る文献であり、これをもつ て、本件発明の最も重要な一μの臨界的意義を説明することなど許されないことで あるとともに、本件明細書の発明の詳細な説明の項の記載が特許法第三六条第四項 の規定を満たし得ないいかに杜撰なものであるかを原告自らが暴露したものであ る。また、本件明細書についてかかる報文を参酌して一μの臨界的意義をくみとる とを許すことは、一般に錯誤又は未完成の発明についてなされた特許出願を、後 に他人の努力によつて得られた成果をもつて修正ないし完成することに帰し、 な発明を公開した者にその代償としての独占権を付与するという特許法の趣旨に反 するものである。なお、原告は、甲第二一号証報文の第一六図の実験結果から、 階動の送り量ーμのあたりを臨界と考えるのが相当であると主張するところ、右第 一六図の実験結果においても、一階動の送り量ーμあたりを臨界とするとの著者の 認定ないし記述はなく、また、一階動の送り量が小さい方が加工速度が高く一階動 の送り量が大きくなるに従つて加工速度が小さくなるような傾向が読みとれるだけ である。したがつて、右第一六図から $-\mu$ が臨界的意義をもつとは理解することができない。原告も右事実は認めており、第一六図の結果を加工して甲第五三号証添 付のグラフを示し、 $-\mu$ の臨界的意義を説明しようとしている。しかし、そのよう な書換えが当業者に自明のものとはいい難く、また、かかる書換えを経た結果においても、一μの内と外とで送り速度の顕著な差は見られない。更にいうならば、第一六図の実験は、ごく限られた実験条件(電極材料=黄銅、同寸法=外径・一〇ミ リ、内径・六ミリ、被加工体材料=焼入れ鋼、電源電圧=二六〇V、平均電圧=一 OOV、コンデンサ容量= $O\cdot O-\mu$ F、 $O\cdot O=\mu$ F  $O\cdot O=\mu$ F F、O・ $\Xi \mu F$ 等) のもとで行われたものであつて、加工条件のいかんにかかわら 一階動による送り長さを一μとすることに臨界的意義を認めるには程遠いもの である。

以上のように、本件発明においては、 $-\mu$ の臨界的意義が厳格な意味で問われているにもかかわらず、原告は本件明細書のこの点の記載について指摘することな く、それに代わる出願前の一般的技術書中の該当記載箇所についても指摘せず、ま た、原告の引用する本件特許出願後の報文においても、一μの臨界的意義を開示す るものは存しない。なお、原告は、本件発明の奏する作用効果を裏付けるものとし ては、送り量を約○・八μ程度とした実施例のみで十分である旨主張するに当た り、階動送りを用いる場合、一階動の送り長さを小さく設定するほど連続送りに近くなり、放電間隙を所定長に維持する目的に沿うことになり、一階動の送り長さを大きく設定するとその一階動分の送り長さに相当するだけ放電間隙が広がつてから 電極を送ることになるので、放電間隙を所定長に維持する目的から離れ加工速度は 低下すると主張する。しかし、右の事項は本件明細書には記載されていない。すな わち、本件明細書においては、「一階動による電極送り量は無制限にするわけには 行かない……もしその送り量が僅少に失すれば……所定の放電は行い得ず、ま た仮に放電したとしても放電電圧が大となる所から加工面粗は悪化し、逆に送りす ぎるとすれば間隙が短絡してしまう恐れがあり、また放電電圧が低下するところから加工速度が低下する。」(甲第二号証第一頁左欄発明の詳細な説明の項第一〇行ないし第一七行)と記載しており、一階動による電極の送り量は小さすぎても大き すぎてもいけないとしているのである。更に、原告は、一階動の送り量〇・八μよりも、送り量を更に小さく設定するときは、右実施例の実験結果よりも更によい結 果が得られるから、〇・八μよりも小さい送り量による実施例の記載は不要である と主張するが、原告主張のように一階動の送り長さを小さく設定するほど連続送りに近くなり放電間隙を所定長に維持する目的に沿うことになるのであれば、〇・八 μより小さく設定した最良の結果をもたらす実施例を明細書に記載すべきことはい うまでもないことである。更に、原告は、一階動の送り量を〇・八μ超、一μまで の送り量とした場合については、送り量を〇・八μとした場合と、実験結果にほと んど差がないと考えられるので、〇・八μの実施例の記載があれば、本件発明の効 果の理解には充分である旨主張する。しかし、 $-\mu$ の内と外で実験結果としていかなる差があるかを示すためには、 $O\cdot$  八 $\mu$ 超 $-\mu$ とした実施例の実験結果と、 $-\mu$ に近く、かつ、 $-\mu$ 超の場合の実験結果の比較が必要である。更にまた、原告は、本件発明の特許請求の範囲に定める「 $-\mu$ 以下」との送り量は、 $\pi$ 電極と被加工体との対向面に放電が一様にいきわたつたときの放電間隙の広まりが -μ~○·五μ程度である知見に基づいて定められたものであると主張するが、右 放電間隙の広まりが加工のいかんにかかわらずーμ~○・五μ程度であるという知 見自体が疑問であるから、この点からも、 $-\mu$ の内と外で行つた実験結果の比較を 示さない限り、本件発明における「 $-\mu$ 以下」の「 $-\mu$ 」についての根拠が依然と して不明である。原告は、公開の時点までに公知となつた技術や公刊された文献記 載の技術は、当業者において明細書を理解するうえでの参考資料とされてよく、それらを補つて明細書の記載が理解され得る限りは、特許法第三六条第四項の要請が満たされているものと解されると主張するが、同条項にいう「その発明の属する技 術の分野における通常の知識を有する者が容易にその実施をすることができる程度 に、発明の目的、構成及び効果を記載しなければならない。」とは、当然、 許出願時における技術水準を前提とするものであり、原告の主張は同条項が特許出願に当たつての要件であることを無視した議論である。したがつて、本件のように、発明の核心たる「一µ以下」の意義そのものが問われているときに、その核心に、発明の核心たる「一µ以下」の意義そのものが問われているときに、その核心に、 について、本件特許出願より約三年後に他人の努力の成果として著された報文を援 用して明細書の開示に代えることなど許されるものではない。

4 同四1(四)の主張について原告は、パルス電動機よりも、連続回転する電動機の回転を間歇的に拘束する方が優れており、ステツピング・モータよりも直流モータのデイジタル駆動又はインクリメンタル駆動の方が優れているから実施例としては、パルス電動機を用いた例を示せば足りると主張する。しかし、原告の右主張は誤りである。すなわち、明書に記載する実施例は最良の結果をもたらすと考えるものを選ぶべきであるにもかわらず本件明細書の記載及び原告の右主張によれば、より優れた効果が得られる連続回転する電動機を間歇的に拘束する実施例及び直流モータのデイジタル駆動をおいて力リメンタル駆動を用いた実施例の裏付けを欠くことが明らかである。に、発明者は有用な発明の公開の代償として独占権を付与されるのであるから、明細書において最良の結果をもたらす実施例の裏付けを開示すべき責務があるのである。

## 5 同四1(五)の主張について

放電間隙の所定長よりの変動に従つて電極又は被加工体に階動的送りを与えるも のが本件特許出願前公知であつたことは既に述べたとおりである。したがつて、公 知の階動送りと本件発明の一μ以下の階動送りとの比較例がなければ当業者が本件 発明の効果を理解することはできないものである。本件発明の実施例において一階 動を〇・八μとした実験を行つているのであるから、ステツプモータのーステツプ 当たりの電極の送り量を(例えば、減速ギヤ比を変更する等して) - μとかそれ以 上に設定して実験結果を得ることは可能であつたのである。なお、差電圧に基づい て階動的に電極送りを行う電極送りは本件特許出願前既に確立されていた。すなわち、右電極送りは、特願昭三五—二五四一五号(乙第一〇号証)の特許出願明細書 に開示されており、本件特許出願前である昭和三五年五月二七日出願され、本件特 許の出願公告前である昭和三九年七月二四日付で公告されている。この明細書(乙 第一〇号証)によれば、「十一方向の入力設定電圧  $\theta$  1、  $\theta$  2 を 夫々十一方向のゲート回路の入力側に接続し、且該各ゲート回路に一定周波数のクロツクパルスを入力させるようにすると共に、該各十一方向のゲート回路の出力側をステツプモーターの駆動回路の入力側に接続し、該駆動回路の出力側をステツプモーターに接続 し、該ステツプモーターの駆動軸に設けた電極送り機構を介して電極と被加工体と の間隙による放電開始電圧を各ゲート回路に入力させ、前記+一方向の入力設定電  $\mathbb{H}$   $\theta$  1、 $\theta$  2 と比較してその偏差でステツプモーターを制御するようにしたことを 特徴とするステツプモーターを用いた放電加工機電極自動送り装置。」の発明が特 許出願され、公告されている。右の発明は、入力設定電圧heta 1、heta 2を基準電圧と し、放電開始電圧を間隙電圧とし、間隙電圧と基準電圧の差電圧に基づいてステップモーターを階動的に回転して加工用電極に追従送りを与えるものである。当業者 は、本件特許の公告により階動的電極送りの知識を受ける前に既に乙第一〇号証の 公告により、知り得ているのであつて、本件明細書において、階動的送りについて の「 $-\mu$ 以下」の臨界的意義が明確に記載されていない限り、本件明細書の公開に より得る利益は皆無である。なお、原告は、本件特許出願後の報文である甲第二-号証において、連続送りとの比較において階動送りの性能評価をしていることから も、本件明細書においても同様の比較でよい旨主張するが、特許明細書は一般論文とは異なり、特許法第三六条第四項及び第五項の規定があるのであつて、特許出願 すべき発明が従来技術、先行技術に対していかに相違するかを明確にすることにつ いて当然に要請されているものである。したがつて、本件明細書は比較例として階 動送りの例を欠いているので、従来技術、先行技術との差異が明確でなく特許法第 三六条の規定に違反するものである。

# 6 同四2の主張について

したがつて、本件特許の特許請求の範囲において「一μ以下」と記載したことは発明の詳細な説明の項の記載と明らかに矛盾するものであり、認めることはできない。

第四 証拠関係(省略)

(争いのない事実)

本件に関する特許庁における手続の経緯、本件発明の特許請求の範囲の記載及 び本件審決理由の要点が原告主張のとおりであることは、当事者間に争いのないと ころである。

(本件審決を取り消すべき事由の有無について)

本件審決の認定判断は、正当であつて、原告の主張は、以下説示するとおり、

理由がないものというべきである。 成立に争いのない甲第二号証(本件公報)によると、本件発明は放電加工におけ る加工用電極の送り方式の改良に関するものであるところ、明細書の発明の詳細な 説明の項の第二文には、まず、従来のこの種方式について、 「周知のように放電加 工に於ける加工用電極は加工の進行にともなつて被加工体に対して送入する必要が あるが、その送りは連続的に行うと慣性により送り過ぎて放電間隙で短絡等を生ずるので階動的に送る方が望ましいことがよく知られている所である。このためその 送り用電動機としてはパルス電動機を用いるなり、あるいは連続回転する電動機の その回転を間歇的に拘束する等の方法がとり得る。」との記載があり、これに続 き、第三文に右の従来方式の欠点ないし問題点につき、 「何れの電動機を用いた場 その一階動による電極送り量は無制限とするわけには行かない。何故なら は、もしその送り量が僅少に失すれば、電極、被加工体の放電間隙が適正値に至らないことにより、所定の放電は行い得ず、また仮に放電したとしても放電電圧が大となる所から加工面粗は悪化し、逆に送りすぎるとすれば間隙が短絡してしまう恐れがあり、また放電電圧が低下するところから加工速度が低下する。このようにして電極に階動的に送りを与える場合の一階動における送り量は放電加工速度、加工 面粗度等の加工性能を左右する重要な要素となり、もしこれが適正に設定されない とすれば階動的な送りの作用効果を失すると同時に、かえつて連続的送りの場合よ りも加工性能が低下してしまうものである。」との記載のあることが認められる。 右認定の記載内容に徴すると、本件発明は、放電加工における加工電極の送りの方式として階動送り方式がよく知られていることを前提としたうえで、放電加工速度及び加工面粗度等の加工性能をより優れたものに改良するために、加工性能を左右する重要な要素である「一階動における送り量」をいかに適正に設定するかを目的ない、は後的課題としていることは明られてある。 ないし技術的課題としていることは明らかである。そして、前掲甲第二号証による この目的ないし技術的課題の解決について、本件明細書中の発明の詳細な説明 の項の第四文及び第五文には、「実験結果によれば一階動による電極送り量は次の 点を勘案して定めればよいことが判明した。すなわち被加工体と電極とを相対せし めた放電間隙で放電を行わせるときは、電極、被加工体の対向面においてもつとも 対向間隙の短い箇所が放電点となり、そこが放電によつて消耗すると、次の放電は他の箇所に移つていき、これが対向面に一様に行きわたつたのち放電間隙が広まるから、この広まりにより放電間隙の電圧が高くなり、この電圧の上昇に応じて電極 に送りを与え所定の放電間隙に調整してやればよい。」及び「ここで電極の送り量 は被加工体の加工された長さだけ電極が送られればよいのであるが、被加工体の加 エされた長さは、多種にわたる加工を行つた結果によると、その加工如何に係らずー~〇・五 µ 程度であることが判明し、したがつて電極を階動的に送る場合にその一階動による送り長さを一 µ 以下とすれば送り過ぎて短絡等を生ずることなく常に適正な長さだけ送つて安定した加工が行なえることになる。」と記載されていることを認めることができる。以上認定の事実に前示本件発明の特許請求の範囲の記載を紹介する。 を総合すると、本件発明は、放電加工における加工電極の階動送りの方式がよく知 られていることを技術的背景とし、放電加工速度及び加工面粗度等の加工性能をよ り優れたものに改良するために、加工性能を左右する重要な要素である「一階動に おける送り量」を一μ以下に設定するようにした点に特徴のある放電加工用電極送り方式の発明であることは明白というべきである。この点に関し、原告は、本件発明が差電圧に基づく電極送りを前提とするものとしたうえ、差電圧により電極を追従送りする方式においてその送りを階動的にすることは、本件特許出願当時、新規 な技術的思想であり、公知の事項ではなかつたし、本件明細書中の発明の詳細な説 明の項の前示第二文の記載は本件発明の発明者自身が、よく知つていることとして その知見を述べたものにすぎず、世間には全く知られていなかつた旨主張し、本件 発明と同一発明者の出願に係る特許出願(甲第四三号証ないし第四六号証)の各発 明も差電圧により電極を追従送りするものにおいて、電極の送りを階動的にする点

の新規性が認められたために特許されたものである旨の主張をする。しかしなが ら、成立に争いのない甲第四一号証の一ないし三(昭和二九年四月三〇日株式会社 コロナ社発行の「放電加工」) によれば、本件特許前において差電圧に基づく送り の方式のほか、放電間隙を流れる加工電流の変動に基づく送り方式の存したことが 認められ、かつ、本件発明の前示特許請求の範囲の記載文言においてもこの点の方 式が限定されていないこと、並びに前認定の本件発明の技術的解決課題ないし目的に照らすと、本件特許請求の範囲中の「加工用電極と被加工体との対向によつて形 成される放電間隙の所定長よりの変動にしたがつて前記電極に送りを与えるもの」を「放電間隙の電圧と基準電圧との差電圧に基づく電極の追従送りの方式のもの」に限定して理解すべき根拠は全く認められない。のみならず、成立に争いのない甲第四三号証ないし第五〇号証を総合すると、甲第四三号証ないし第四六号証は、い ずれも本件発明と同一発明者による特許出願公告公報であり、本件特許出願に先立 つ昭和三五年四月一四日ないし同年九月一日までの出願に係るものであり、その後 昭和三九年一一月三〇日までに特許登録されたものであるところ、いずれも放電加工装置用電極送り装置若しくは制御装置に関する発明に係るものであり、それらの出願公告公報には、技術的背景として、本件発明と同じ階動的送りの技術が開示されている。 れているが、それぞれの発明には、右の電極の階動的送りの技術的事項に加えてそ れぞれ固有の具体的構成が規定されており、これに基づくそれぞれ別個の発明とし て出願されていることが明らかであるから、原告が指摘する甲第四三号証ないし第四六号証の特許公報の記載内容を参酌しても、本件特許出願当時、放電加工用電極 の階動的送りが、新規な技術的事項であつたとは到底認めることができず、原告の 右主張は採用することができない。右のとおり、本件発明が、放電加工用電極の階動的送りの方式を技術的背景として、「一階動における送り量」を適正に設定する ということを目的ないし技術的課題とした電極の階動的送りに関する改良を意図し た発明であると理解すべきものであるとすると、本件審決が指摘するように、本件 発明の特許請求の範囲における「一階動による電極の送り長さを一μ以下とした」 点の数値限定のもつ技術的意義が審究されるべきは当然のことというべきところ、 前掲甲第二号証によれば、本件明細書の発明の詳細な説明の項には、前認定に係る 「被加工体の加工された長さは、多種にわたる加工を行つた結果によると、その加工如何に係らずー~〇・五  $\mu$  程度であることが判明し、したがつて電極を階動的に送る場合にその一階動による送り長さを一  $\mu$  以下とすれば送り過ぎて短絡等を生ず ることなく常に適正な長さだけ送つて安定した加工が行なえることになる。」との記載のほか、一実施例の実験結果として、「ステツプモーターでーステツプの送り 長さを約〇・八 $\mu$ m程度に設定したとき、加工速度は約〇・四g $\ell$ min、加工面粗さは約二〇 $\mu$ Hmaxであつた。これを従来の通常の電動機を用いた連続的送り では、同一加工条件で加工速度が約〇・二五g/min、加工面粗さが約三〇 $\mu$ Hmaxであつた。」及び作用効果として、「一階動の送り長さを $-\mu$ 以下とすることにより一階動で放電間隙を所定の長さにすることができ、送り過ぎ、送り不足を防止できる。したがつて短絡を減少させると共に常に所定の放電間隙を維持できる。 ので、加工速度を向上させると共に加工面粗さを低減することができる。」との記 載があるのみであつて、電極の送り量を「一μ以下」と限定したことによつて、本 件発明の目的ないし技術的課題とした階動送りに関する改良がどのような効果とし て現れるのかを、具体的な実験結果に基づき開示した記載は全く見いだすことができない。この点、原告は、放電間隙の広まりの量は、-μ~○·五μ程度の範囲で あるから、放電間隙をその所定長との乖離が一µを越えることのないように維持す るようにすれば、加工速度の向上と加工面粗さの低減という放電間隙維持の目的を 達成することができるから、本件発明の特許請求の範囲において、一階動による電 極の送り量の最大値を「一μ」としたのであり、電極の送り量の小さい方の値は、 それが小さければ小さいほどよく、その最小値は電極を送るモータが階動的に送れ る性能の限界できまるものであるから、最小値を特許請求の範囲において限定する ことには意味がない旨主張する。しかしながら、本件明細書の発明の詳細な説明の 項には、前認定のとおり、「何れの電動機(パルス電動機あるいは連続回転する電 項には、前認定のとおり、 動機の回転を間歇的に拘束する等の方法)を用いる場合でも、その一階動による電極送り量は無制限とするわけには行かない。何故ならば、もしその送り量が僅少に 失すれば、電極、被加工体の放電間隙が適正値に至らないことにより、所定の放電 、また仮に放電したとしても放電電圧が大となる所から加工面粗は悪化 し」との記載があるから、右の記載と原告の右主張とを合理的に理解すると、一階 動による電極の送り量を小さくすればするほど、加工速度及び加工面粗さの改良な

三 以上のとおりであるから、本件審決に違法があることを理由に、その取消しを求める原告の本訴請求は、理由がないものというほかない。よつて、これを棄却することとし、訴訟費用の負担について、行政事件訴訟法第七条及び民事訴訟法第八九条の規定を適用して、主文のとおり判決する。

(裁判官 武居二郎 舟橋定之 川島貴志郎) 別紙図面

<12724-001>